



Title	朝鮮（韓国）農業奨励組合の展開過程
Author(s)	田中, 慎一; Tanaka, Shin-ichi
Citation	経済学研究, 53(3), 131-158
Issue Date	2003-12-16
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/5347">https://hdl.handle.net/2115/5347</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_v53(3)_07.pdf



# 朝鮮（韓国）農業奨励組合の展開過程

田 中 愼 一

## はじめに

「韓国農業奨励組合」なるものがあつた。1910年の韓国併合をうけ1911年に「朝鮮農業奨励組合」と名称替している。明治末期の1908年から大正前期の1918年まで10年のあいだ存続した。これを知る人いまでは皆無に近いであろう。或る事情から筆者はこの組合の顛末を知らんとし、これまで若干の資料収集してきた。本稿は、その一作業結果<sup>1)</sup>である。

なお、日露戦後に世論とそれに支えられもした国策とによって対勢力圏移民（植民<sup>2)</sup>）が社会的・政治的一潮流として起こり、例えば東洋拓殖株式会社は有名な事例であるから幾多の研究<sup>3)</sup>があるが、この組合の方は東拓と比べるべ

くもないにしても、その一支流を形成するものであり、小で無名なるものもそれなりの歴史的事実を構成するものとして、多少の検討に値するであろう。

## I 組合の財務上の問題点

### 1. 1908年度の決算

組合の年度別の収支予算書と収支決算書は西服部家文書によって見ることが可能である。ただし全部は揃っていないから、補足できそうな他の資料を探したところ、以下のような決算を報じている新聞記事<sup>4)</sup>は補足を越えて小さからざる問題を生じさせるほどなので、その信憑性に疑問の余地がないわけではないが、一応ここでは真実を報道しているものと見なして取り上げることにする。

- 1) これまでに筆者は、この韓国農業奨励組合を二度とりあげている。田中愼一「満韓視察員と韓国農業奨励組合」（『北海学園大学経済論集』第38巻第2号、1990年）、同「韓国農業奨励組合の展開過程（明治期）」（『経済学研究』北海道大学、第53巻第1号、2003年）であり、以下それぞれ拙稿（1）、拙稿（2）と略記する。本稿はこれらの続きをなす。
- 2) 木村健二「近代日本の移民・植民活動と中間層」（『歴史学研究』第613号、1990年、柳沢遊・岡部牧夫編『展望日本歴史20 帝国主義と植民地』東京堂出版、2001年、所収）、同「日露戦後海外農業移民の歴史的位置」（安孫子麟編著『日本地主制と近代村落』創風社、1994年、所収）参照。なお、移植民の研究史に言及した最近の業績には、竹野学「人口問題と植民地」（『経済学研究』北海道大学、第50巻第3号、2000年）がある。
- 3) 代表的なものを一つだけ挙げるとすれば、黒瀬郁二『東洋拓殖会社』（日本経済評論社、2003年）。本書によって東拓研究史もわかるであろう。

- 4) 1910年4月26日の組合理事会について報じた『山陽新報』の1910年4月26日「韓国農事組合理事会」および同年4月28日「韓国農業奨励組合」という標題の記事であり、特に後者。前者には「岡山県庁内に於て今二十六日午前十時より韓国農事奨励組合理事会を開き四十三年度収支予算及四十一年四十二年両年度決算報告査定に伴組員会開会期日決定、密陽教育費寄附に関する件を協議する由なるが尚予て事業監督の爲め渡韓せる高戸、豊岡〔福〕両理事の視察報告ある筈なりと、因に記す密陽にては目下日本人会にて小学校建築中なれば之が建築費補助につき協議する予定なりと云ふ」とある。後者には「同組合理事会は一昨二十六日岡山県庁第一応接所内に開き県庁よりは高見属出席先づ左記四十一年度及四十二年度の決算認定案を査定したり」とあり、続けて具体的な数字が挙げられている（表1、参照）。

表1 組合の収支決算認定案 (1908年度, 1909年度)

決算額	1908年度 (M41) 円 銭厘	1909年度 (M42) 円 銭厘
収入	26,410.590	20,890.905
支出	13,906.458	26,233.916
差引	12,504.132	▲5,343.011

出典：『山陽新報』1910年4月28日「韓国農業奨励組合」より作成。

1908年度の決算認定案は通常より1年おくれの1910年4月26日の組合理事会で査定されたというが、その収入決算額26,410円59銭と支出決算額13,906円45銭8厘との差引、12,504円13銭2厘(表1, 参照)は「明治四十二年韓国農業奨励組合収支予算書」に記載の「前年度繰越金」12,000円(拙稿(2)の表3, 参照)より500円以上も多い。1908年度の剰余金のうち504円13銭2厘はどこに消えてしまったのであろうか。しばらく配当金には当てられないことになっていた。想像するしかないが、賞与や会議費(その延長に宴会費もあったのかもしれない)などで急ぎ費消されたのであろうか。初年度の決算からいささかルーズとの印象を受けざるをえない。

## 2. 1909年度の決算

おなじ1910年4月26日の組合理事会では1909年度の決算認定案も査定されたというが、その収入決算額20,890円90銭5厘と支出決算額26,233円91銭6厘との差引、マイナス5,343円1銭1厘(表1, 参照)は「明治四十三年韓国農業奨励組合収支決算書」に記載の「前年度より繰越金」2,712円30銭8厘(拙稿(2)の表3, 参照)と別次元のごとき異質なものである。収入額から支出額を差し引くと5,000円以上の赤字決算となっているにもかかわらず、組合員に配布された1910年度収支決算書には前年度の1909年度には3,000円近い黒字決算となっていたことにされている。この2,712円30銭8厘もの剰余金(翌年度繰越金)が計上されるためには、そして1909年度の収

入・支出の両決算額が不変であるならば、8,055円31銭9厘の追加収入がなければならぬ。一般的には、資産の一部を取りくずしてこれに充当することになるであろう。しかし組合の資産といっても、購入したり新築したりしたばかりの不動産は処分できないし、一時的に金融資産になっているともいえる1908年度剰余金は翌年度繰越金となって1909年度予算収入の一項目になっている。したがって、組合規約の第15条の但書に「施肥費ニ不足ヲ生シタル場合ハ組合員会ノ評決ヲ経テ組合財産ヨリ補填スルコトヲ得」とあるが、組合の財産から8,000円以上にもものぼる金額がこの規約にそって赤字補填のために用いられたとは考えられない(組合員会がそういう評決をしたという形跡も見当たらない)。とすれば、かかる赤字補填以上の追加収入措置が財務上どのようにして可能なのか、首をかしげざるをえない。そうした補給源を組合財務のなかに見出すことは不可能だからである。

しかも、現地に詳しい在韓組合技師の南多平が帰国して出席できる日程である1910年5月11日に岡山県農会で開催された組合員会について新聞<sup>5)</sup>は、先の理事会で査定した各議案(明治41年度決算認定, 明治42年度決算認定, 明治43年度歳入出予算, 理事満期再選の件)が議決された、と報じている。

そもそも決算の認定は組合員会の議決事項(経費の予算も同様)であり、組合員会で議決

5) 『山陽新報』1910年5月11日「韓国農事奨励組合総会」には「岡山県韓国農事奨励組合にては本日午前九時より県農会楼上に総会を開き過般開催の同組合理事会にて査定の各議案につき決議する由同組合技師南多平氏は同総会列席の為昨日帰県したり」とあり、『山陽新報』1910年5月12日「韓国農事奨励組合総会」には「岡山県韓国農事奨励組合にては既報の如く昨日県農会楼上に総会を開き理事会にて査定したる四十二年収支決算を認定し四十三年度予算を決議し理事の改選は何れも重任のことに決定し総会を終へ更に理事会を開き同組合南技師も出席し事業上につき種々協議の上散会したり」とある。

される決算認定案が事前に理事会で査定されることになっており、4月26日の理事会もそうしようとしていたことになる。したがって4月26日の理事会に提出された決算認定案が原案通り査定され無修正のまま5月11日の組合員会で議決されたのか、どうなのかが疑問点とらざるをえない。

前述の、5月11日の組合員会を報じた新聞記事はどう理解したらよいのだろうか。決算認定案が原案（表1にある数値が示されていたはずのもの）通り査定されたのなら1909年度収支予算書や1910年度収支決算書に記載の数値は成り立たない。結果的にこの正式な書類上の数値が成り立つことになるよう、4月26日の理事会から5月11日の組合員会までの間に決算額の改変がなされた可能性がある（そのばあい修正認定案になる）。

追加収入が組合の財務上からも、また組合外の例えば県費<sup>6)</sup>からも不可能とすれば、残る可能性は支出決算額を、いったん計上した26,233円91銭6厘から仮空の18,178円59銭7厘に大きく減額することで、赤字決算を黒字決算に取り繕う粉飾決算しかないであろう。

なお、決算認定案を査定した4月26日の理事会には県庁より高見という県属が出席したが、高見は組合の在岡幹事に就任していた人物である。組合の財務担当者だったのであろう。理事会に決算認定案を提出し出席理事に対して決算報告をしたのは彼であろう。とすれば、決算認定案を説明したうえで、出席理事の意向を容れつつ修正認定案を作成しえたのもこの県属兼組合幹事ではなかったか。そうとでも推定しなければ、新聞記事と正式な書類との間に横たわる数値上の大きな齟齬を整合的に理解しえないのである。

6) 県費からはすでに年額6,000円の補助金があり、これ以外の補助は考えにくいし、万一あったとすれば公費である以上なんらかの資料上の記述が残っているはずだが、そのような形跡はない。

ところで、当初の1909年度決算認定案で収支差引、5,000円以上の赤字となっていたのは収入の予算額が26,233円なのに決算額が20,890円90銭5厘となったことによる。この決算額のうち、繰越金12,000円と補助金6,000円と出資払込金415円を除くと2,375円90銭5厘で、農場収入と雑収入の合計がこの程度の額しかなかったことになる。1909年度予算では農場収入が3,768円、雑収入が250円、合計4,018円だったから、その約59%の収入決算額に止まっていたのである。農場収入が予定通りにあがっていない。異国での農場経営がこの組合にとって容易ならざるものであったことを物語っている。

### 3. 配当

予算通りになりにくく赤字決算が生じているくらいだから、収支決算額の差引がプラスで剰余金となっても、その処分は翌年度繰越金に向けられやすく、配当金として処分されにくかったであろう。組合の規約に、当分の内は利益から配当に回さないといったが、具体的には県から補助金を受けているという意味で「補助期間」（1908～1912年度の明治期）は配当金をださないことが「補助条件」とされていたから、前半期は無配と決まっていた<sup>7)</sup>。これに対し「独立

7) 補助期間の最後にあたる1912年度は豊作のため農場収入が予算額をかなり超過することで配当金をだせたらしいが、補助条件による制約で無配のままとされた事情は、1913年5月12日の組合員会について報じた次の新聞記事のごとくである——「朝鮮農業奨励組合は一昨十二日岡山県農会楼上にて開かれ同組合設立五ヶ年にして県費補助は昨年度を以て交付停止となりたれば本年度よりは組合事業の独立経営を行ふこととなりたれば今後の方針につき協議し大正元年度歳入出決算を認定し大正二年度の歳入出予算を決議したるが昨年は組合開設以来の豊作にして農場収入は該当年度の予算を超過せり然れども組合県費補助条件として補助期間は農場収入を配当し得ざるを以て収入金は之を積立金となすことを決議し散会したり」（『山陽新報』1913年5月14日「朝鮮農業奨励組合会」）

経営)になる後半期(1913~1917年度の大正期)は配当してよいことになるが、組合員が実際に配当金を受けとれたのは5ヵ年のうち2ヵ年で、1913年度収支決算書には「年七朱強」(出資1口につき70円の払い込みに対し7.14%の配当で5円という計算)、1914年度収支決算書には「年五朱」(出資1口につき70円の払い込みに対し5%の配当で3円50銭という計算)とある。投資額70円に対して10年間の利子収入8円50銭だから、1年平均利子にならすと85銭で、これは年利1.2%に相当する。利廻りは低調である。高い利廻りを期待しがちな植民地投資とは異質なほどの低い投資効率である。

30,000円の出資金を払い込んでもらうという予定に反して、7割弱の20,510円の出資払込金に止まったようなのであるが、これに対する配当金は1913年度の1,465円、1914年度の1,025円50銭、合計2,490円50銭(年利1.2%)にすぎなかったわけである。

出資払い込みの未達成はこうした低調な利廻りを見通してのことだったのかもしれない<sup>8)</sup>。しかも、利廻りといっても元本に当たる出資払込金が最後には払い戻されるのを前提とする計算のはずである。しかし、この前提はくずれていくことになる。

## II 韓国移住農業奨励事業

組合が行なうべき韓国移住農業奨励事業の対象は、組合同約第2条に示されているように建前は対韓移住農業従事者(対韓農業移民で直接

生産者)だが、あとでやや詳しくみるように、積極的ではないにしろ対韓土地投資家も奨励の対象に含めているから、こうした農民的進出と地主的進出との両者を含むものとして韓国移住農業経営者と表現した方が、広義ゆえ良いであろう。

### 1. 『韓国移住農業の奨励』

さて、そもそも、日露戦後に韓国移住農業を奨励することが県民の世論であると見なされ、それを実現する県政策として次の二点が主張されたという<sup>9)</sup>。①県から補助金を与えることで移住奨励組合が設立できるようにし、その移住地の選定を組合にやらせる。②広大な、出来るだけ数ヵ所の移住地を組合に選択して買収させ、なるべくその地に移住させる方針をとらせ、また移住者に諸般の便宜を与える。

こうして「移住農業の機関たらしむる<sup>10)</sup>」ために設立されたこの組合は韓国移住農業を奨励する諸事業を行なうことになり、それらは形式上は組合同約第4条<sup>11)</sup>に定められている。そこに直接には定められていないが、組合の存在をアピールしたものに『韓国移住農業の奨励』と

9) 前掲抽稿(1)64頁。

10) 南多平「岡山県韓国農業奨励組合設立の経過及其事業」(一)『韓国中央農會報』第3巻第7号、1909年7月)19頁。以下、南多平稿(一)と略記。

11) 組合同約の第四条は次のようになっている。なお、文中の〔 〕は、1908年12月2日の臨時組合員会で〔 〕のように変更されたという意味である。

第四条 第二条ノ目的ニ從ヒ本組合事業ノ概目ヲ定ムルコト左ノ如シ

韓国事務〔出張〕所ニ於テハ左ノ事務ヲ処弁ス

一、移住營農ニ適スル土地ノ撰定及事業ノ撰採ヲ為シ之ヲ本県事務所ニ報告スルコト

二、移住志望者ノ依頼ニ応シ營農地ノ指〔撰〕定及仮泊ノ便宜ヲ与フルコト

三、移住者ノ依頼ニ依リ土地ノ買収又ハ家屋ノ建築ニ便宜ヲ与フルコト

四、移住者ノ依頼ニ依リ需要品ノ共同購入又ハ生産物ノ共同販売ノ勞ヲ執ルコト

8) 組合の第4年度にあたる明治44年度に入ったばかりの1911年4月に岡山県は補助金年額6,000円の4回目分を下附した際、「組合員出資一口の金額を金一百円とし総口数一百口を下らざること等の条件を附し居れり」(『山陽新報』1911年4月29日「韓国農業奨励組合奨励」)と報じられている。当時すでに組合員の脱退が目立ちはじめていたらしく、最悪のばあい口数が100口を割り込んでしまうという表現をさせるほどに深刻な見方すら生じていたようである。

いう非売品の印刷物<sup>12)</sup>がある。その表紙は写真1のごとくで、注意して見れば他の箇所と異なり岡山と密陽と京城の三ヶ所だけに同じ印(㊤)がつけられており、その含意の奈辺にあるかわかがわせるものである。表紙の次に図1のような「韓国略図」が付けられているこの印刷物は組合員および希望者に広く頒布されたのであろう。その「緒言」は1910年1月付であり、印刷・発行は1910年4月となっている。1909年までのことが書かれたこの公刊書を、1910年度以降、対韓進出を希望する者は必ずとってよいほど読むことになったにちがいない。

## 2. 韓国移住農業経営者の類別

組合の目的は組合の名称のごとく韓国移住農業経営者が輩出するよう組合が奨励するにあった。では、その韓国移住農業経営者はどう想定されていたのか。

まず、密陽在住の組合技師によれば、第一に「自作農或は自作兼小作農の移住者<sup>13)</sup>」すなわち対韓移住後に自作農もしくは自小作農として定着するものと、第二に「更に大なる資本を以て或は土地を購入し或は土地の改良を計画せん[と]するもの<sup>14)</sup>」との、いわば前者の農民タ

表2 韓国移住農業経営者（農民タイプ）の類別

携帯資本額 (円)	タイプ	土地購入費 (円)	反当り地価 (円)	所有地面積
「無資本」	小作農			
200~300	自小作農	150	30	5反歩
600	自作農	300	30	1町歩

出典：前掲『韓国移住農業の奨励』59-61頁より作成。

イブと後者の地主タイプに二大別されていた。

ついで『韓国移住農業の奨励』でも、「自作農を目的とする移住者<sup>15)</sup>」と「大資本を以て経営に著手せんとするもの<sup>16)</sup>」「大資本を放下し所謂管理農の経営を為さんとするもの<sup>17)</sup>」との、先と同様な二大別がなされている。そして前者は事実上さらに携帯資本額を基準としていくつかのタイプに分けられている(表2, 参照)。

どうやら「千円内外の資本を以て移住し自作農を経営せんとする<sup>18)</sup>」のが模範的となるような自作農が最善で、出来れば600円は携帯資本としてあるのが望ましいとみなされており、その600円という金額の根拠は次のようである。

本国で反当り時価300円の水田を2反歩所有する者(小自作農と想定できる)がその売却代金600円を携帯資本にして渡韓し、韓国で本国と同等の収穫高のある水田を反当り時価30円で1町歩購入し、残額300円を家屋建築費などに当て、このようにすれば本国の小自作農が韓国で1町歩以上所有の自作農に転化しうる、という見通しが立てられていた<sup>19)</sup>。

- 五、移住者ノ営農上必要ナル測量、設計、製図及地質、肥料、作物ノ調査ヲ為スコト  
 六、農場ヲ管理シ移住者ヲ監督スルコト  
 本県ノ事務所ニ於テハ左ノ事務ヲ処弁ス  
 一、韓国事務〔出張〕所ノ調査及報告ニ基キ移住者ヲ奨励指導スルコト  
 二、移住希望者ニ対シ移住上必要ナル質問  
 応答及斡旋ヲ為スコト  
 三、移住者ニ対シ渡航其他ノ便利ヲ与フル  
 コト

- 12) 韓国農業奨励組合編『韓国移住農業の奨励』(1910年)。緒言2頁、目次2頁、本文65頁、附録44頁、附図1枚、写真26葉から成る。  
 13) 14) 南多平「岡山県韓国農業奨励組合設立の経過及其事業」(二)(『韓国中央農會報』第3巻第9号、1909年9月)14頁。以下、南多平稿(二)と略記する。なお、註13)の方は文法通りに読むなら、本国で自作農たり自小作農たりえる者が韓国に移住する、と解釈されそうであるが、筆者の本文のように解釈するのが妥当であろう。

15) 前掲『韓国移住農業の奨励』58頁。

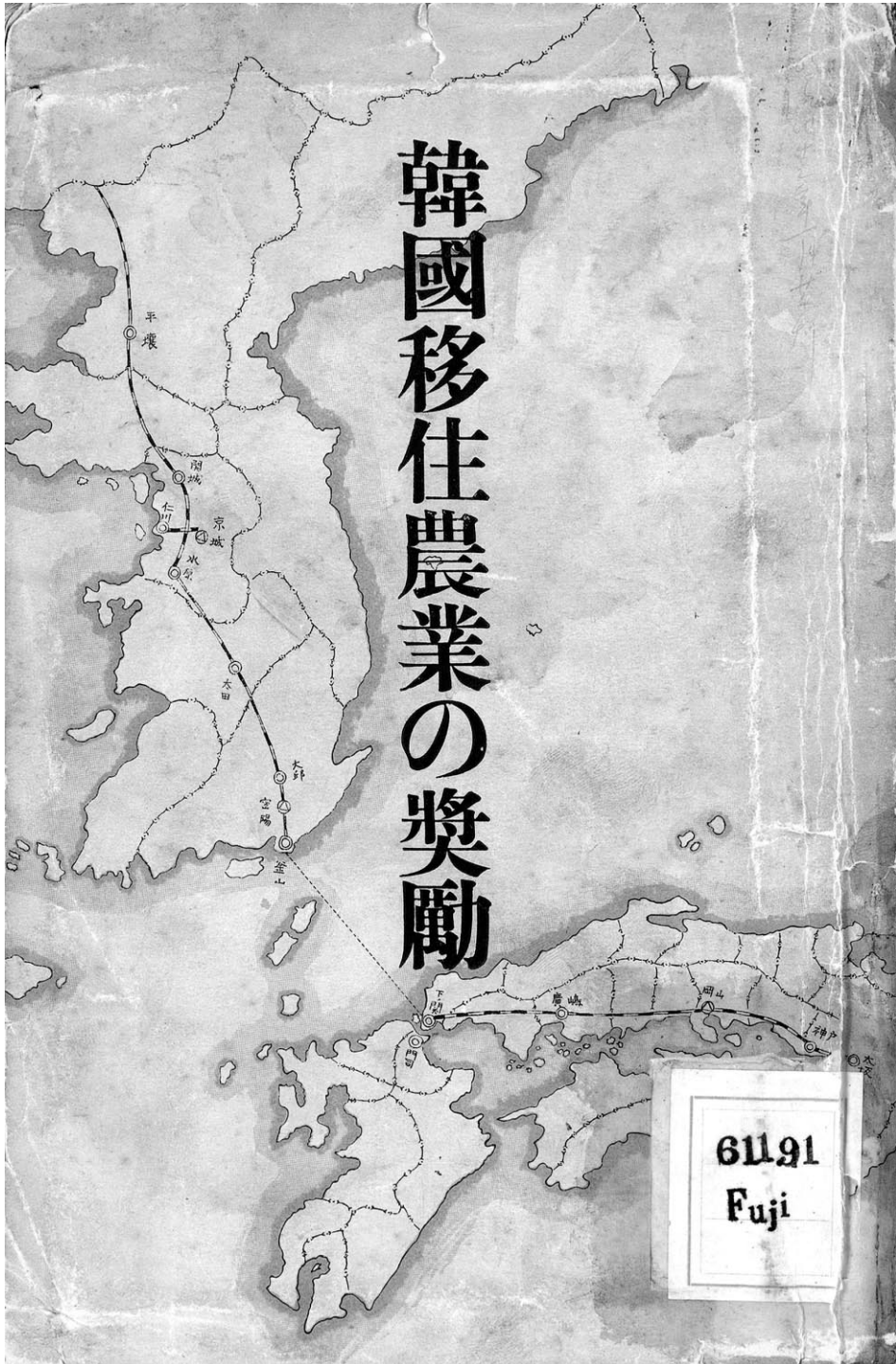
16) 同上書、52頁。

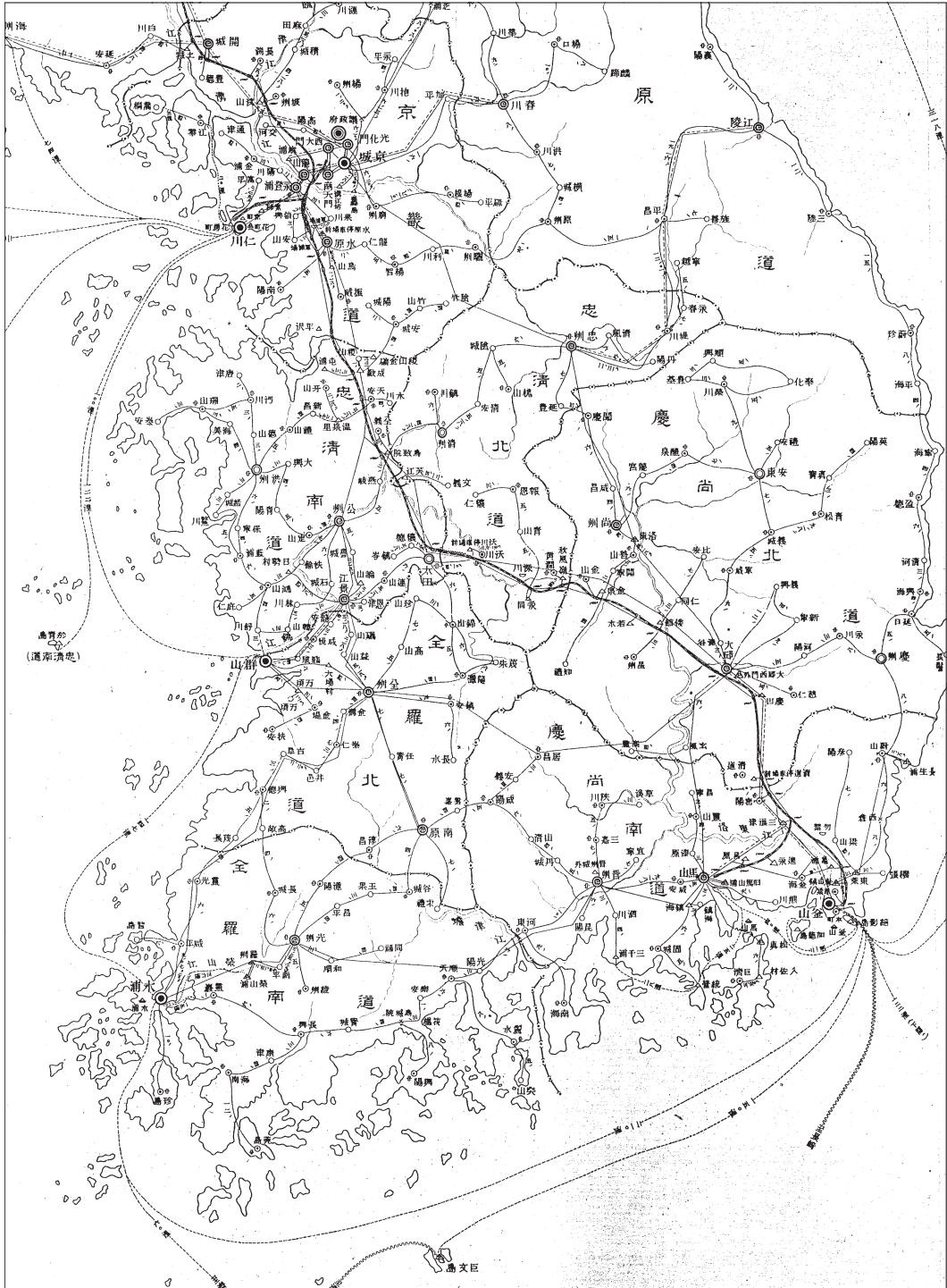
17) 同上書、58頁。

18) 同上書、52頁。

19) 「資本金の携帯といふことも亦必要の事柄にして既に述べたるが如く韓国農業の比較的有利なるは土地資本に多額を要せざること例せば日本にて時価一反歩参百円の水田を売却し韓国に於て土地を求めれば、この参百円を以て日本と畧ぼ同様の収穫ある水田一町歩を買収し得るを以て今日本にて時価参百円の水田二反歩を売却し之を資本として移住するに於ては新に家屋を建築するとしても尚一町歩以上の自作農となり得」(同上書、59頁)

写真1 『韓国移住農業の奨励』の表紙





出典：『韓国移住農業の奨励』（韓国農業奨励組合，1910年）

図1 韓国略図（部分，1908年2月1日調）

すなわち、海外移住農業へのプッシュ要因として、本国小作関係農民の自作農化志向があり、この志向を韓国移住農業へ導く経済的プル要因として、地価と生活費の両面での日韓比較上の10倍格差があるとみなされた。本国の貨幣価値が対韓移転で10倍にアップするという強力な吸引力が自作農化願望を実現する経済的テコになるとみなされていたのである。

そして携帯資本額が200~300円であれば、韓国で5反歩くらい所有の自小作農、無資本であれば、韓国で小作農になるが、これらは次善の策としてかまわないのであり（とくに自小作農がそうで、小作農は望ましいとはいえないが）、これらが自作農化過程にあればよい、とされた<sup>20)</sup>。

なお、韓国で初めから自作農になるための携帯資本の下限を、組合は400~500円と見積つ

ていたようである<sup>21)</sup>。したがって、携帯資本が200~300円だと自小作農、400~500円だと1町歩未満の自作農、600~1,000円だと1町歩以上の自作農、という目安になるうか。

いずれにしても、韓国移住農業経営者としては地主タイプに比べ格段に資力の劣る農民タイプの方が組合の奨励事業の主たる対象となった。

### 3. 奨励手段

前述の組合規約第4条に定められているのは間接的奨励手段としての諸事業であった。そのうち実績が数字で判明するのは例えば、第一に組合が便宜を与えた岡山県人の視察者（表3、参照）、第二に組合仮泊所<sup>22)</sup>の宿泊者（表4、参照）、第三に1910年度の移住奨励費決算額

20) 「各種の方面より観察して無資本にて移住し全部小作農の経営をなすものとなせば其間日本に於ける小作農と撰ぶ所あらざるべし（但し特種の土地を特種の有利条件にて小作し特種の作物を栽培するが如きは例外とす）故に其携帯資本額は可成多きを欲すれども、そは又移住者経済の許さざる所あるべければ兎も角貳百円にても参百円にても要は多少に不拘資本の携帯は移住農業経営の重要条件とせざるへからず、勿論貳百円乃至参百円の僅少の額にて純自作農の経営に依りて生計の独立をなさんことは至難のことに属するを以て斯る場合に於ては自作兼小作農の経営より初め漸次年末剰余金を以て純自作農に移るの決心をなさば大丈夫なるべし、兎も角当組合韓国事務所所在地たる密陽附近の実例によるも年末剰余金参拾円もあらは旱水害なき而も無肥料にて米の二石以上収穫し得らるへき水田一反歩を買収し得るを以て移住者の決心次第にて優に三五年を出でずして純自作農に移り得べきを疑はず」（同上書、60-61頁）。これを解釈する際、小作農の理解に難がある。小作農は否定的だが、全面否定されてもいけないようだからである。特殊の小作条件があるとか、明記されていないものの将来は自作農化が可能であれば、例外として小作農も認めている、と解しておきたい。が、ともかく無資本では困るのであり、当面は自小作農でもよいから、少なくとも携帯資本として200~300円は用意すべきだというのが、組合の見解だったといえよう。

21) 「素より小作農は望み薄ければ必ず自作地を購入して永遠移住の決心を要す我国に比し有利の点は固定資本少額にて済むと生活費が低廉に上る故勤儉力行せば成効は期し易し資金は先づ四五百円携帯せば立派に自作農を営む事を得然かし土地の選定等を誤まらざる様充分警戒を要すを以て移住希望者は自己の希望と経営方法等に関し本県庁内組合事務所又は密陽事務所に能く聞き合せ移住の時季移住地方其他注意事項の大体を承知して其上渡韓实地視察するを安全とす組合も喜んで質問に答へ又出来るだけ盡力すべし兎に角県の移住者は努めて組合を利用すべきなり」（『山陽新報』1908年10月28日「韓国農場視察報告（承前）」）

22) はじめは物置農夫舎、あとからは第一号農舎・第二号農舎も組合仮泊所として用いたのである。なぜなら、物置農夫舎はおそくとも1912年5月には「仮泊所」と称されているし（「朝鮮産業視察報告書」、『産業視察報告書』岡山県、1912年、所収、30頁）、第一号農舎・第二号農舎はおそくとも1914年3月には「第一号移住者仮泊舎」・「第二号移住者仮泊舎」となっているからである（「資産調査」1914年3月31日現在）。なお因に、以下しばしば出典に用いる「朝鮮産業視察報告書」は朝鮮産業視察の囑託をうけ1912年5月21日に出版し6月4日に帰郷した岡山県会議員7名（池上鎮平・池上正澄・春名登・河原弥次郎・高草美代蔵・村上右造・三村尚齋で、いずれも韓国農業奨励組合員になってはいなかったようである）が7月20日付で県知事（大山綱昌）に提出したものである。

表3 視察者（岡山県人のみ、1908年5月～1912年5月の人数）

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1908(5月～12月)					3	7	14	13	10	5	19	11	82
1909	10	16	21	23	27	14	11	10	15	17	20	7	191
1910	8	12	19	28	23	19	22	14	16	18	21	13	213
1911	13	11	22	26	20	14	28	16	17	12	24	15	218
1912(1月～5月)	17	32	31	20	18								118
合計													822

出典：「朝鮮産業視察報告書」（『産業視察報告書』岡山県、1912年、所収）27-28頁より作成。

表4 組合仮泊所の宿泊者（1908年11月～1912年5月の延日数）

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1908(11月～12月)											12	14	26
1909	17	25	27	14	20	17	18	14	12	20	16	11	211
1910	21	28	24	32	35	41	20	11	17	25	38	26	318
1911	7	21	37	38	22	16	34	21	30	16	26	14	282
1912(1月～5月)	23	37	44	22	17								143
合計													980

出典：前掲「朝鮮産業視察報告書」28頁より作成。

表5 移住者（1908年5月～1912年5月）

年次	戸数	人口
1908（5月～12月）	2	9
1909	8	33
1910	12	30
1911	14	32
1912（1月～5月）	10	18
合計	46	122

出典：前掲「朝鮮産業視察報告書」25頁より作成。

表6 移住者（出身郡別）

郡名	戸数	人口	1戸当り人数
御津	11	25	2.3
赤磐	7	18	2.5
上道	3	10	3.3
邑久	1	2	2.0
和気	5	22	4.4
児島	2	6	3.0
吉備	6	10	1.7
浅口	3	7	2.3
都窪	1	3	3.0
小田	3	6	2.0
川上	1	1	1.0
上房	2	11	5.5
苫田	1	1	1.0

出典：前掲「朝鮮産業視察報告書」26頁より作成。

表7 移住者（移住地別）

移住地	戸数	人口	移住地域
慶尚南道	38	103	密陽, 三浪津, 院洞, 亀浦, 馬山, 靈山
慶尚北道	1	2	慶州
全羅南道	1	2	栗山浦
全羅北道	3	8	益山, 金堤
京城	3	7	東門外

出典：前掲「朝鮮産業視察報告書」26-27頁による。

（実体は後述の家屋建築費補助で交付された韓国移住農業奨励金）で、組合の韓国事務所が密陽に設置された1908年5月から1912年5月までの視察者数は822人である。ただし、このうち渡韓後どの地方で経営に着手したかを組合は把握していない。

1908年11月から密陽の組合仮泊所を利用させ始め、1912年5月までの宿泊者の延日数は980日である。このなかには先の視察者の他に移住者が含まれていた。移住者（表5・表6、参照）の方は視察者と違って、直接的奨励手段（後述）も含めて組合の手引によるものらしく移住地（表7、参照）を組合が把握している。1908年5月から1912年5月までの移住者数は46戸122人、うち慶尚南道への38戸103人はすべてが密陽と院洞ではないから、組合の所有地を移住先とした者は一部だったことになる。この46戸のうち単身者や未婚者グループを除いた移住者には次の直接的奨励手段が与えられることもあったであろう。

そもそも、渡韓してもすぐに自作農になれない、例えば200～300円といった僅少額の携帯資本しかない者に対して韓国移住農業をうながすべく、何らかの直接的奨励手段が必要、と組合の役・職員は考えるようになり、その結果が1909年7月12日の組合理事会で可決し「小屋掛料<sup>23)</sup>」と報道されたのち8月20日<sup>24)</sup>に成文

23) 『山陽新報』1909年7月14日「韓国農事奨励理事会」。

24) 農商務省農務局調査『朝鮮農業概説』（1910年）110頁。

なり、8月24日の新聞で公表<sup>25)</sup>された「韓国移住農業奨励金交付規程<sup>26)</sup>」である。

25) 『山陽新報』1909年8月24日「韓国移住農業奨励」。

26) その完全なものは前掲『韓国移住農業の奨励』63-65頁に次のごとくある。

「韓国移住農業奨励金交付規程

第一条 韓国ニ移住シ農業ニ従事スルモノヲ奨励スルカ為メ奨励金ヲ交付ス

第二条 奨励金額ハ一戸ニ付金參拾円以下トス

第三条 奨励金ヲ交付スヘキ者ハ左記資格ヲ具備スル者ニ限ル

一、一戸夫婦以上ノ家族ヲ引纏メ三年以上移住スルモノ

二、当組合指定ノ地方ニ指定ノ期日ニ移住スルモノ

三、移住後住居スヘキ家屋ノ建築費ガ金參拾円以上ヲ要シタルト認定シタルトキ

第四条 奨励金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ別記様式ニ戸籍謄本及市町村長ノ身元、財産ニ関スル証明書ヲ添付ノ上出願スヘシ

第五条 前条ノ出願アリタルトキハ移住地並ニ移住期日ヲ指定シ之ヲ出願者ニ通知ス

第六条 前条ノ通知ヲ受ケタルモノ指定ノ期日ニ指定ノ場所ニ移住シ家屋ノ建築ヲ了リ第三条第二項ノ条件ヲ認定シタルトキ奨励金ヲ交付ス

第七条 奨励金ノ交付ヲ受ケタルモノ第三条第二項第一号ノ年限内ニ奨励金交付ノ趣旨ニ反スル行為アリタルトキハ奨励金ノ全部若クハ其ノ一部ヲ返納セシムルコトアルベシ

附 則

第八条 既ニ本組合ノ手引ニ依リ韓国ニ移住シタルモノ新ニ移住スヘキ家屋ヲ建築シタルトキハ本規程ヲ準用ス

様式

韓国移住農業奨励金交付願

一、移住スヘキ家族ノ氏名

二、移住ニ携帯スヘキ資本額

(但シ旅費ヲ含マス家屋建築費ト其他ノ資本額トヲ別記スルヲ要ス)

三、移住後ニ於ケル農業経営ノ方法

(但シ購入スヘキ田畑ノ反別、作物ノ種類、小作、自作ノ別等計画ノ大要)

四、移住スベキ地方並ニ時期ニ対スル希望

右ノ通韓国移住農業希望ニ付奨励金御交付相成度此段相願候也

年 月 日 住 所

氏 名 印

岡山県韓国農業奨励組合理事長宛」

夫婦以上の家族単位で3年以上は在韓する者、旅費と30円以上でなければならぬ家屋建築費を除く携帯資本の所持者で、韓国移住農業経営の方法(購入予定の地目別面積、「小作、自作ノ別<sup>27)</sup>」)や希望の移住地・移住時期を明示して出願し、この交付願に対する組合からの通知(組合が移住地と移住期日を指定)を受けて指定期日に指定場所に移住したのち家屋建築を完了し、その指定条件を組合に認定されて、ようやく家屋建築費補助の30円が交付される、というものである。明らかに無産者や一旗組を排除し、当面は小作農や自小作農であるにしろ近い将来は自作農定着の可能性のあるような農民タイプを対象としている。地主タイプも適用外とはしていないのかもしれない。

この1戸当り30円の韓国移住農業奨励金は初めの1909年度は年間20戸に交付予定<sup>28)</sup>とされたが、実績はそれを下回っていたようで、例えば予算額1,100円(およそ37戸分)を計上した1910年度は決算額110円<sup>29)</sup>だから、3～

27) 「韓国移住農業奨励金交付願」にあるこの表現に難がある。自ら小作すること(小作経営)、他人に小作させること(地主経営)、のいずれか、もしくは両方をあわせ含めていて、小作経営と地主経営のいずれにも対応可能なようにしていたのかもしれない。

28) 1909年4月には決められた移住奨励費予算額600円は県からの補助金6,000円の1/10をこれに当てるという計算によったのかもしれない。これは、「組合にては韓国移住農業を奨励する為め移住者の家屋を建築するに補助金を交附することに決し本年度の予算に計上せし」(『山陽新報』1909年8月24日「韓国移住農業奨励」とあるので年度初めから家屋建築費の補助に当てて方針だったようだが、1戸当り金額が問題で(それによって何戸を補助するかも決まってくる)、その結論は同年7月12日の理事会になったわけである。

29) 拙稿(2)の表3、参照。なお、前年度と同じ予算額1,100円を計上した1911年度移住奨励費の決算額は不明だが、1913年度の予算額はわずか100円で決算額はゼロ、1914年度は予算額もゼロになるから、1戸当り30円の韓国移住農業奨励金は組合の前半期だけであり合わせても十数戸に交付されたにすぎなかったのではない。

表8 移住民の投資額

		投資額	1戸当り平均
固定資本	土地 水田 31町6反歩	38,250円	831円 耕地3町3反8畝
	畑 124町歩		
	建物 建築費（居宅・作業室）	5,000円	109円
流通資本		25,500円	554円
合計		68,750円	1,494円

出典：前掲「朝鮮産業視察報告書」27頁より作成。

4戸しか交付されなかったことになり、同年（ただし1月～12月）の移住者12戸の1/4～1/3である。この交付規程が厳しすぎるためか（例えば規程の第三条，第六条，第七条），それとも身元・財産を証明付で赤の他人たちに知らせることになるような（規程の第四条）交付願を出そうとする者が初めから少なかったせいであ

ろうか。あるいはまた，組合が移住地として指定し出願者に通知するはずの移住地そのものに何か問題があったのであろうか。

組合の手引で渡韓した移住者には，家屋建築費によろやく30円（ただし韓国で費消されれば本国の貨幣価値は約10倍になると予想されていただろう）を上回る程度しか当てられないような小農もいただろうが，1908年5月から1912年5月までの移住者46戸の平均投資額を算出すると（表8，参照），1戸当り土地に831円（水田・畑合計3町3反8畝相当。耕地買取価格，反当り24円59銭），建物に109円，流通資本554円，合計1,494円になるから，渡韓して早くも地主的存在になりつつある階層もいたことになる。

表9 改良作法による水田1町歩自作農経営の収支計算（慶尚南道密陽附近，1912年5月調査）

	科目	金額	摘要
収入	藁	20.000	反当り収量100貫×10=1,000貫，1貫当り2銭
	粃	240.000	反当り収量4石×10=40石，1石当り6円（収穫粃1合は6厘）
	合計（A）	260.000	
支出	苗代（150坪）	種子 4.800	本田100：苗代5（例えば本田1反歩：苗代15坪），苗床1坪に種粃4合，種粃1合は8厘 <sup>1)</sup>
		肥料 4.900	生草8貫，草木灰1貫250匁
		整地 2.400	牛耕1日60銭×2=120銭，男人夫1人30銭×4日=120銭
		播種 0.150	男人夫1人30銭×半日
		管理 3.000	1人30銭×延10人
	本田（1町歩）	整地 16.200	荒起牛耕延7日，馬鋤摺延3日，二度耕延4日，水耕延5日，代播延3日，男人夫延10日 <sup>2)</sup>
		肥料 20.000	
		挿秧 4.000	延10日，1人40銭
		除草 10.500	除草3回（稗切共）延30人，1人35銭
		管理 6.000	延20人，1人30銭
	収穫 14.000	延35人，1人40銭 <sup>3)</sup>	
	地租	10.000	附加税共
	合計（B）	95.950	
差引（A-B）		164.050	中等水田1町歩の利益164円5銭÷中等水田1町歩の買取価格600円（中等水田1反歩の時価60円）=0.2734

出典：前掲「朝鮮産業視察報告書」44-45頁より作成。

- 注：1）水田の土地生産性の一指標といえる種粃：収穫粃の比率は1：66になる（本田1町歩に必要な苗代150坪への種粃の播種量は60升。これが本田1町歩から40石の収穫粃になるのだから，60升：40石=1：66.67）。
- 2）苗代の整地の牛耕と男人夫の費用（60銭と30銭）を適用すれば，荒起牛耕延7日は60銭×7と30銭×7で6円30銭，馬鋤摺延3日は60銭×3と30銭×3で2円70銭，二度耕延4日は30銭×4で1円20銭，水耕延5日は30銭×5で1円50銭，代播延3日は30銭×3で90銭，男人夫延10日は30銭×10で3円，合計15円60銭となる。まだ60銭どこかに費消されるはずだが，わからない。そもそも代播には牛耕60銭×3=1円80銭がかかると思われるけれど，これを計上するとオーバーしてしまうので，そうならないと解せざるをえないが，そうだとすれば人力だけで1町歩もの代播となり，想像を超えるものがある。
- 3）出典の原文では「延三十五人一人四拾錢旧慣ニコ〔ヨ〕レバ刈取運搬ニハ朝鮮樹粃一升調製ニハ粃ヲ二升給シ且ツ給食ルテ〔ヲ〕普通トスルモ本表ニハ一四拾錢トセリ朝鮮樹一升ハ日本樹約六升ニ相当ス」となっている。文中末尾の，朝鮮樹が日本樹のどれ位に相当するかという記述が問題であろう。①原文のまま朝鮮樹1升=日本樹約6升の意味とするか，②原文の朝鮮樹1升が1斗の間違ひ，もしくは日本樹約6升が6合の間違ひとするか，この①と②のどちらをとるかによって理解が異なってくるからである。①とすれば，朝鮮の水田慣行では刈取運搬労働（1日当り）に対して，朝鮮樹1升（日本樹6升，貨幣換算36銭）の現物（収穫粃）支給，調製労働（1日当り）に対して，朝鮮樹2升（日本樹1斗2升，貨幣換算72銭）の現物（収穫粃）支給，しかもそれぞれ食事付（刈取労働には1日4回の米飯食，稲播労働には1日3回の米飯食が給せられたようである）であったから，延35人の刈取運搬労働と調製労働との按分が不明なので正確にはわからないが，1人当り40銭は朝鮮普通慣行に比べて低い費用計算になっている可能性がある。②とすれば，刈取運搬労働に対して，日本樹6合（貨幣換算3銭6厘），調製労働に対して日本樹1升2合（貨幣換算7銭2厘）で食事付となり，これと1人当り40銭は同等の費用計算，もしくは後の方が高い費用計算になっている可能性がある。

それはともかく、自作農定着が望まれていたことに変わりなく、例えばモデルケースとおぼしき密陽附近の水田1町歩自作農経営（ただし臨時雇いを用いると理解できるもの）の収支計算（表9、参照）によれば、1912年5月調査で中等水田の時価が反当り60円で1町歩（買収価格600円）の年間利益164円5銭は利廻り27%になるものと想定されていた。この利廻りは例えば3年前の予想地価（1909年ごろの水田時価反当り30円）と比べて2倍になっているながらも依然として低地価であることと、農業技術・経営面での改良とにもつづいているのであり、このような日本農法の「改良作法<sup>30)</sup>」（その具体例が表9）によって韓国移住農業経営が在来朝鮮水田経営<sup>31)</sup>に対して優位<sup>32)</sup>に立て

ると想定されていた。

にもかかわらず、組合の斡旋を経ての韓国移住農業経営者の農民タイプで自作農定着が少なかったのには、直接的奨励手段が家屋建築費の30円だけで、例えば東拓移民のような融資制度がなかったこともマイナス要因になったであろう。農民タイプが必要とする農業資金需要を支えるだけの金融的措置を組合は準備していなかったし、組合自体の資金調達の仕事みからして、それは準備しえなかったのである。長期低利融資もあって強力に推進しようとした東拓移民ですら自作農定着の面では不調におわるのだから、巨大な東拓と比べれば、一地方の対韓植民小組織すぎない組合の実体は当然の推移とみなしてよいかもしれない。

30) 前掲「朝鮮産業視察報告書」44頁。

31) その参考例として「全羅北道群山方面の朝鮮人栽培の収支計算」（水田15斗落）が掲げられているが（同上書、44-48頁）、これと表9との比較には難点がある。これは朝鮮在来の水田面積単位「斗落」、朝鮮在来の貨幣単位「文」で表示されているばかりでなく、米（粳であったり、飯用米であったりする）の量器たる杓の容量がはっきりしないため、米の容量単位として掲げられている「斗」「舛」（杓であろう）が正確にわかりづらいからである。例えば「一斗落は約五畝」とされているが、他の有力な文献には全羅北道群山附近の1斗落は「五畝歩乃至八畝五歩」（『韓国ニ於ケル農業調査』農商務省農事試験場、1906年、54頁）と、かなり幅をもたせているから、前者の約150坪か、後者（150~245坪）の平均値（197.5坪だから約200坪）か、どちらを採用するかによって表9との比較に少なからざる違いが生ずることになる、といった具合である。また例えば、350斗とされている水田15斗落からの収穫量は単純に35石と解するわけにはいかず、これは日本の容積だと11石6斗6升7合になるようなのである。収穫量350斗の金額は葉銭35,000文になるとされているが、「葉銭一文は二厘強に当る」ので、1文=2厘として換算すれば、収穫量は70円となるが、粳は1石6円なので、350斗は結局、11石6斗6升7合になるはずだからである。この場合、粳350斗÷1.667石=29.999（約30斗）、つまり朝鮮粳30斗は日本粳1石になる。この場合、およそ朝鮮杓で1斗は日本杓で3升3合3勺になっている

る。これは、いろいろある朝鮮杓のなかでも、朝鮮杓：日本杓が10：3.430（朝鮮杓1斗=日本杓3升4合3勺）の「京城市官用杓」（前掲『韓国ニ於ケル農業調査』64頁）に近いものと推定できる。とすれば、表9の注3）は①より②の方が現実的となろう。

32) 前註のような難点があるものの相対的に確度のある指標で比較すれば次のようになろうか。

(1) 水田15斗落の収穫量は350斗とされており、そのための苗代の種量は7斗とされているので、種量：収穫量の比率は1：50となり、この比率で示されるかぎりでの土地生産性は表9にある66.67を100とすれば75、つまり約3/4ということになる。

(2) この水田の1斗落=約150坪の場合、15斗落は0.75町歩にあたり、ここからの収穫量350斗は日本の容積で11.667石だから、1町歩からの収穫量は15.556石となり、これは表9の1町歩40石の38.89%（約39%）にあたる、つまり「改良作法」による単収はこの場合の朝鮮在来水田農法の約2.5倍になる。

(3) この水田の1斗落=約200坪の場合、15斗落は1町歩にあたり、ここからの収穫量350斗は日本の容積で11.667石だから、これは表9の1町歩40石の29.1%（約30%）にあたる、つまり「改良作法」による単収はこの場合の朝鮮在来水田農法の約3.3倍になる。

以上、種量：収穫量の比率および単収の両側面から比較して、日本水田農法の導入による「改良作法」が朝鮮在来水田農法より優位に立ちうると確信されていたもの、と考えることができる。

### Ⅲ 朝鮮土地引渡請求事件

1913年、組合は朝鮮で民事訴訟を起こされる。それを理解するための前提から述べる。

#### 1. 土地集積の方法

##### 〔1〕 土地建物証明規則の重視

組合の諸規程のうち「財産保管方法」に、「組合財産中不動産ニ在リテハ土地建物証明規則ニ依リ証明ヲ受ケ尙不動産台帳ニ登録シ」とある<sup>33)</sup>。海外での不動産、とりわけ大金を投じる「農場」用地の買収にあたり、その土地売買を合法的たらしめ、取得したはずの土地所有権を確保する必要は本国以上に深刻であったろう。その結果、組合が土地集積をおこなうに際しては、「土地建物証明規則<sup>34)</sup>」が土地所有権確保の根拠とされていた。したがって、外国である

33) 『韓国農業奨励組合定款并諸規程』

34) (1) 光武10年勅令第65号「土地家屋証明規則」(1906年10月31日発布, 12月1日施行。宋炳基・朴容玉・徐柄漢・朴漢高編『韓末近代法令資料集』V, 大韓民国国会図書館, 1971年, 291-292頁)と, (2) 光武10年法部令第4号「土地家屋証明規則施行細則」(1906年11月7日発布, 12月1日施行。同上書, 300-310頁)とを前提にして, (3) 明治39年統監府令第42号「土地建物証明規則」(1906年11月15日発布, 12月1日施行。宋炳基編『統監府法令資料集』上, 大韓民国国会図書館, 1972年, 232-233頁)がある。いずれも, 保護国権力たる韓国統監府の監督のもと韓国政府に設置(1906年7月)された不動産法調査会のイニシアチブで, 「立法ノ作用ニヨリ公力ヲ以テ不動産上ノ権利ヲ確認スルノ必要アルヲ認メ」て「簡便ナル不動産法」として制定されたものである(『韓国土地制度』, 統監府編『統監府施政一斑』1907年, 所収, 1頁)。

これらにおいて, 不動産には土地と家屋(建物)があり, 不動産取引には売買・贈与・交換・典當があるが, いささか煩雑なので, 以下, 土地と売買に限定する。

(1)の土地家屋証明規則によれば, ①土地売買契約書は「統首又ハ洞長ノ認証」(以下, 統首の認証, とする)を経たのち「郡守又ハ府尹ノ証明」(以下, 郡守の証明, とする)を受けられる。②証明済の契約書は「完全ノ証拠トナリ且其ノ正

本ニ依リ当該官庁ニ於テ直ニ執行スルノ力ヲ有ス」。③証明をした郡守は備えている「土地家屋証明簿」に証明事項を記載する。④この証明簿は誰でも郡守に申請して閲覧可能。⑤当事者の一方が外国人なら郡守の証明を受け更に日本理事官の査証を受けねば②の効力は生じない。⑥当事者の双方が外国人なら証明は日本理事官に申請するが, 日本理事官は郡守に通知して証明簿に記載したあとで証明する。以上が(1)の骨子である。

(2)の土地家屋証明規則施行細則によれば, ①郡守の証明が必要なら, 土地売買では2通の契約書を調製し「文記其ノ他ノ証憑書類ヲ添附シ」て売買土地の所在地の統首に呈示する(手数料金50銭納入)。②統首は契約書の事項が事実と適合しているや否やを調査し, 適合と認めたら契約書各通に認証をなし(契約書に統首が署名捺印で奥書するか, 認証票を付箋する), 当事者に交付する。③認証をした統首は「帳簿」(この認証簿の様式は土地家屋証明簿のそれと類似)を設けて, 土地の所在地名・種目・地番号(字号等)・面積(ト数・斗落・歩数等)・四標, 当事者(売渡人・買受人)の族籍・住所・氏名, 認証の年月日・番号などの事項を記載する。④当事者は認証済の契約書を直ちに売買土地の所在地を管轄する郡守に差出す(手数料金, 土地売買価額の0.2%, 最低額50銭)。⑤契約書を受理した郡守は当事者が正当な権利者か, 土地の表示が事実通るか等を調査する。⑥調査して契約書が確実なることを認めたら各通に証明をなし(契約書に郡守が署名捺印で奥書するか, 証明票を付箋する), 一通は買受人に交付し, 他の一通は「文記其ノ他証憑書類ト共ニ之ヲ保存スル」。⑦郡守は証明をなした時や, (1)の⑥の時は証明簿に, ③と同様な事項の他に, 売買代価と保証人の族籍・住所・氏名を記載する。⑧郡守は調査に必要ななら当事者・利害関係人・参考人を召喚訊問でき, また「吏員ヲシテ実地ニ監検調査」させうる。以上が(2)の骨子である。

(3)の土地建物証明規則は, (1)の⑤と⑥を繰り返して規定し, 日本理事官がなす査証や証明は(1)と(2)の規定に従うと定めている(なお, (3)は(1)(2)の「土地家屋証明簿」に当たるものを何故か「土地建物証明台帳」と称している。日本人には家屋より建物, 簿より台帳という表現の方が受け入れやすいと見て, そのためにだけ書き換えたのであろうか)。つまり外国人といっても主として日本人用の(3)は在韓日本人に向けて, ほぼ(1)と(2)と同様に取り扱うと公布したものであり, したがって(1)(2)(3)は同じ1906年12月1日をもって施行となったのである。

韓国における組合財産としての土地取得にあたり、この土地建物証明規則の手続きを必ずとっていたことになる。韓国併合前なので妥当な判断であったろう<sup>35)</sup>。しかし土地所有権を確保するのに、この規則では万全たりえないことがあとで分かってくる。

## 〔2〕 村落的規模の大面积の一挙取得

1909年4月21日に、慶尚南道金海郡上東面のなかの「一部落」2,720斗落（実測だと76町5反余歩ともいう。この場合、10斗落が2反8畝、1斗落が84坪になる）を購入したのがそれで、組合が「院洞農場」と呼ぶようになったのはこれである。

東京市麴町区富士見町の寺晋祐から時価（7,654円。一斗落当り2円80銭、反当り10円になる）で買取したもので、この売買土地に対しては土地建物証明規則による手続きを終了し

35) 土地家屋証明規則による郡守の証明を受けた土地売買契約書は「完全ノ証拠ニシテコレニ依リ判決ヲ経スシテ直ニ執行スルノカアルモノトス」と説明されていた。（前掲「韓国土地制度」2頁）売買土地に所有権紛争が起きても、証明済の契約書があれば、裁判で争わなくとも、契約書が執行力をもつというのである。また、1907年の時点で「昨年政府ノ制定シタル証明規則ハ必竟斜出ノ制〔官ガ文記ニ証明を与える制度だが、以前から廃止され、その後は土地売買についての公証制度が無いままであったという〕ヲ再興シ且之ヲ一層完備セシメタルモノト云フヘシ該規則カ普ク実施スルニ至ラハ自今必ス土地ノ権利ノ受授ヲシテ安全且確實ナラシムルコトヲ得ヘシ」と評価されていた。（『韓国ニ於ケル土地ニ関スル権利一斑』不動産法調査会、1907年、71頁）しかも、朝鮮人が当事者双方の土地売買契約書に対する郡守の証明と、日本人が当事者の一方あるいは双方の土地売買契約書に対する日本理事官の査証あるいは証明とは同レベルの公的証明力が付与されたから、それまで条約上は居留地およびその附近1里以内に止められていた外国人土地所有権の制約が解放され「今ヤ此ノ規則制定ノ結果ハ内地ニ於ケル外国人ノ土地所有権ヲ公認シ契約書ノ証明ヲ受クルヲ得セシムルニ至リタリ」（前掲「韓国土地制度」3頁）となったのである。したがって、異国の土地所有権に不安を抱きがち日本人がこの規則を重視したのも当然であったろう。

ていた。

これらの経緯は、訴状を送達された組合理事長が同じく訴状を送達された各組合員宛に発した次のごとき「照会」文に記されているところである。

## 照 会

大正二年七月一日

朝鮮農業奨励組合

理事長 藤原元太郎 印

組合員 殿

組合所有土地訴状ニ関スル件

本組合所有院洞農場ノ一部ニ対シ今回朝鮮人李起夷外三名ヨリ当組合員ヲ被告トシ土地引渡ノ訴状ヲ提起候ニ就テハ定メシ貴殿ニモ訴状ヲ送達シ来リシコトト上存候元来本土地ハ一部落貳千七百貳十斗落（実測七十六町五反余歩）ヲ四十二年四月二十一日東京麴町区富士見町寺晋祐ヨリ時価ヲ以テ買取シタルモノニシテ該売買土地ニ対シテハ當時韓国政府ノ施行セル土地建物証明規則ニヨリ手續ヲ終了シ爾来所有セルモノニ有之候處今般朝鮮総督府臨時土地調査局ニ於テ土地調査実施ノ為メ局員出張測量ヲ施行セラレタルニ鮮人ニ於テ所有権ヲ主張スルモノ有之候モ当組合ニ於テハ如上ノ通り正当ノ手續ヲ以テ買受ケタルモノナレバ此際和解ノ必要ヲモ認メザレバ終ニ訴訟ノ沙汰ト相成候事ト上存候就テハ別紙委任状用紙差出候条御捺印ノ上打返シ御回送相成度候

追テ本組合理事長ヲ相手取ラズシテ各組合員ヲ被告ニナシタルハ多分本組合ノ法人組織ニアラザルヲ以テ所有権ノ共有ト認メタル義ニ上存候ニ付申添候

## 2. 釜山地方法院

### 〔1〕 朝鮮人4名による提訴

朝鮮農業奨励組合の各組合員（当時148名）に対して、1913年6月26日付で釜山地方法院は次のような文書を送った。

表 10 原告氏名一覧（1913年6月23日現在）

原告氏名	住 所
李 起夷	慶尚南道金海郡上東面余次里
金 汝成	慶尚南道釜山府左耳面亀浦洞
黄 正和	慶尚南道釜山府左耳面亀浦洞
金 容藻	慶尚南道梁山郡邑内面二洞

出典：「訴状」（大正2年6月23日，原告四名訴訟代理人弁護士李祖遠から釜山地方院長宛）による。

大正二年民第五二五号

訴状送達及期日呼出状

原告 李 起夷

外三名

被告 藤原元太郎

外百四十七名

右当事者間土地引渡事件ノ別紙訴状ヲ送達ス

右事件ニ付大正二年八月七日午前八時ヲ口頭弁論

期日ト定メラレ候条当院ニ出頭有之可候也

訴状ノ送達ヨリ十四日〔日〕内答弁書ヲ提出セラ  
ルヘシ

大正二年六月廿六日

釜山地方法院

朝鮮総督府裁判所書記 山本太郎 印

朝鮮人4名を原告とし，組合員148名を被告とする，両者間における土地引渡事件の民事訴訟が提起されたのである。

文中「別紙訴状」といわれているものは，当事者が合計153名（原告の訴訟代理人 弁護士1名<sup>36)</sup>が加わっているため）につき，それぞれの住所・氏名が列記されていることもあって長文になっている。原告の住所・氏名をまとめれば表10となる。被告については拙稿（2）の表2を参照されたい。この原告・被告の部分を〔前略〕とすれば，訴状は次のごときである。

36) 釜山府沙中面瀛洲洞の李祖遠である。

訴 状

〔前略〕

土地引渡請求之訴

訴訟ノ目的

一，被告等ハ慶尚南道金海郡上東面甘露里甘露員影字田二十斗落，全員全字田三十斗落ハ原告李起夷ニ全里島嶮員梧字田三十斗落，全員全字田二十斗落ハ原告金汝成ニ全面新谷里麻田員鬻字田四十斗落ハ原告黄正和ニ全面甘露里甘露員影字田一百斗落ハ原告金容藻ニ各々引渡スルコト

計田貳百四拾斗落

右見積価額貳千四百円也毎斗落価額拾円

一定ノ申立

被告等ハ慶尚南道金海郡上東面甘露里甘露員影字田四内，四号（東洛東江西李厚坊田南鄭敬光田北路）二十斗落，全員全字田七，十六，二十五号（東李厚坊田西路南山路）三十斗落ハ原告李起夷ニ全里島嶮員梧字田二十一号（東孫致萬田西金商炯田南金址相田北金命河田）三十斗落，全員全字田四号（東寺晋祐田西徐龍洙田南宋徹洙田北朴寿烈田）二十斗落ハ原告金汝成ニ全面新谷里麻田員鬻字田三号（東許順敬田南，西路北川）四十斗落ハ原告黄正和ニ全面甘露里甘露員影字田十八，二十，二十七，六十三号（東許垵田西高容立田南朴南圭田北許口田）一百斗落ハ原告金容藻ニ引渡スベシ

訴訟費用ハ被告ノ負担トストノ御判決ヲ求ム

請求ノ原因

一，原告李起夷ハ明治四十一年（戊申）二月頃金海郡上東面甘露里甘露員影字田四内，四号二十斗落，全員全字田七，十六，二十五号三十斗落ハ訴外文献壁ヨリ買受ケタリ

一，原告金汝成ハ距今五十三年（辛酉）前九月頃金海郡上東面甘露里島嶮員梧字田二十一号三十斗落，全員全字田四号二十斗落ハ訴外金召史ヨリ買受ケタリ

一，原告黄正和ハ旧韓曆光武八年（甲辰）九月頃金海郡上東面新谷里麻田員鬻字田三号四十斗落ハ訴外金甘山ヨリ買受ケタリ

表 11 引渡請求土地の所在

請求者	境界	符号・地目・番号	四 標		斗落	土地の略称
李 起爽	金海郡上東面甘露里甘露員	彫字田四内, 四号 <sup>1)</sup>	東 洛東江 <sup>2)</sup>	西 李厚坊田	20	A
	金海郡上東面甘露里甘露員	彫字田七, 十六, 二十五号	南 鄭敬光田	北 路	30	B
金 汝成	金海郡上東面甘露里島嶮員	梧字田二十一号	東 孫致萬田	西 金商炯田	30	C
	金海郡上東面甘露里島嶮員	梧字田四号	南 金址相田	北 金命河田	20	D
黄 正和	金海郡上東面新谷里麻田員	翳字田三号	東 寺晋祐田	西 徐龍洙田	40	E
金 容澡	金海郡上東面甘露里甘露員	彫字田十八, 二十, 二十七, 六十三号	南 宋徹洙田	北 朴寿烈田	100	F
			東 許順敬田	西 路		
			南 路	北 川 <sup>2)</sup>		
			東 許竣 田	西 高容立田		
			南 朴南圭田	北 許口 田		

出典：表 10 と同じ出典より作成。

備考：(1) 土地の境界を示すもののうち、面は「郡ノ下ニ在ル行政区ニシテ日本ノ町ノ類似ス」、里は「面ノ下ニ在リテ日本ノ村ト同シ」、員は「村、里、洞、内ニ於ケル小地名」とある（『土地調査参考書』第 1 号、度支部、1909 年、3-4 頁）。また、ふつう面の広さは日本現時の村と同じくらい、里の広さは日本の大字に相当するともいう（『土地調査参考書』第 3 号、度支部、1909 年、2 頁）。なお、「員ノ字ハ一定ノ地域ヲ指称スルモノニシテ土地ノ小集団ヲ名称スルモノノ如シ宛モ日本ニ於テ何何村大字何何ト称スル中ニ更ニ或ハ『狐谷』、或ハ『樋ノ下』又ハ『十二割』等ノ名称ヲ附シテ其地方ニ於ケル一定ノ田畑ノ集団ヲ表示スルモノアルニ類ス」とある（『土地調査参考書』第 2 号、度支部、1909 年、3 頁）。

(2) 土地を表示するものとしての符号（字号ともいう）と番号（地号や地番ともいう）について、符号は「一字ニ五結ヲ付ス假令天字ヨリ始メ五結ニ滿レハ更ニ地字ヲ付ス」とあり（前掲『土地調査参考書』第 1 号、4 頁）、また「韓国ノ土地表示符号ハ凡テ千字文ヲ用ヒ五結毎ニ字ヲ改メ各字毎ニ番号ヲ新ニスルカ一般ノ慣行ナリ」「符号ハ郡ヲ其単位トシ郡ヲ通シテ之ヲ附スルヲ一般ノ慣例トス」とある（前掲『土地調査参考書』第 2 号、27 頁）。

(3) いずれも「田」とある地目が水田なのか畑なのか必ずしも明白でない。「古来ヨリ旱田、水田ヲ勿問シテ並セテ田ト称ス水田ハ近來ニ至リ畚ト俗称ス」（前掲『土地調査参考書』第 1 号、1 頁）とあり、水田でも畑でもありうるからであるし、「畚」と書かれていないから畑という解釈もありうるが、逆に、「田」が「斗落」（日耕ではなく）で表示されているから水田ではないかとの解釈もありうる。が、そもそも斗落は「田畚ヲ不問シテ播種スル数量ヲ表示スルモノニシテ一斗ノ播種地ヲ一斗落ト云フ」（前掲『土地調査参考書』第 1 号、5 頁）とあり、また「全羅道ニテハ田畑共ニ皆ナ斗落ヲ用ヒ」（前掲『韓国ニ於ケル農業調査』52 頁）とあるから、慶尚道もそうであったかもしれない。このように混沌としてくるが、総合的に判断して畑の可能性が大きく、後で指摘するように畑と断定してよいであろう。

注：1) この「内」は次のような「内分」のことではあるまいか。「犯ノ範圍内ヨリ分テタル者ニシテ山谷間ノ如キ地盡處ニ在リテ他ニ犯向スヘキ地無ク直犯タル時ハ内分ト云フ」、そして犯とは「境界ノ犯入方向ニシテ北ヨリ東へ向ケハ東犯、東ヨリ南へ向ケハ南犯南ヨリ西へ向ケハ西犯、西ヨリ北へ向ケハ北犯ト云フ」（前掲『土地調査参考書』第 1 号、4 頁）。

2) このあたりが洛東江と、この大河に迫る山との間にあり、狭まった土地柄であったらしいことを物語る。

一、原告金容澡ハ旧韓国光武九年（乙巳）十二月頃金海郡上東面甘露里甘露員彫字田十八，二十，二十七，六十三号一百斗落ハ訴外李奉在ヨリ買受ケタリ

前記ノ如ク原告等ハ各自所有タル土地ニ付キ完全ニ所有又収益シ来リタル處明治四十二年春頃被告等ノ組合ニ於テ訴外寺晋祐ヨリ買受タリト称シ無理ニ占有ヲ奪フルニ付キ各原告ハ種々交渉ヲ試メルモ之ヲ引渡セサルニヨリ本訴ニ及フ次第ナリ

立証方法

一、口頭弁論ノ時提出致仕候也

付属書類

一、委任状 三通

一、豫納書 壹通

大正二年六月二十三日

右原告四名訴訟代理人

弁護士 李祖遠 印

釜山地方院長

朝鮮総督府判事島山虎也太殿

## 〔2〕 訴状の分析

4名の朝鮮人は合わせて田 240 斗落（見積価格、2,400 円、1 斗落当り 10 円）の引渡しを請求している。組合が称している院洞農場 2,720 斗落の 8.8%にあたり、組合の実測面積（76 町 5 反余歩）から割り出される平均値（10 斗落当り 2 反 8 畝、1 斗落当り 84 坪）を用いると、約 6 町 7 反 2 畝（約 20,160 坪）になる。その引渡請求土地を原告＝請求者別に分けると表 11 のようになる。

地番ごとに必ずしも引渡請求されていないことになる。引渡請求土地の単位は、地番（地号・番号）というよりは四標のようである。例えば、金汝成の引渡請求土地は同じ甘露里島嶮員の同

じ符号（梧字という千字文の字号）にあるからといって 50 斗落とせず、30 斗落と 20 斗落に分けられているのは、地番が異なることもあるが、それよりも各々の四標が異なるからであろう。また例えば、李起夷の引渡請求土地の 30 斗落の方は三つの地番の土地から成っており、それらに一つの四標があるということは、それらが一団地<sup>37)</sup>を形成していることになる。このことは、金容澡の引渡請求土地の 100 斗落の方も同様で、それは四つの地番の土地から成っていて推定換算面積 2 町 8 反歩にもなる。

したがって、一見すると部分的には地番ごとに引渡請求土地が分けられているようであっても、実際には四標ごとに分けられていることになる。このばあい地番が必ずしも占有の境界を確定するものとはなっていない。仮にそうになっていたのなら、引渡請求土地が地番ごとに斗落で面積表示されるはずだからである。

占有の証拠として地番だけでは不十分で、四標も合わせて表示することで十分さを増すと原告側は認識していたことになる。その四標は占有の根拠であったはずの土地売買文記に書かれていたものを転記したのであろう。

さて、表 10 と表 11 の原告＝請求者の住所と引渡請求土地とを対照させれば、少なくとも李起夷を除く 3 名は不在地主である。同じ上東面だが甘露里ではなく余次里に在住する李起夷はいわば在村地主的存在かもしれない。

ともかく、引渡請求土地の耕作者は別にいるわけである。したがって、その土地の耕作者が組合を訴えたのではなく、おそらく朝鮮人地主が訴えたことになる。

原告側が主張する「請求ノ原因」および組合

表 12 係争地の由来

土地の略称（面積）	売却者	売買時期	買受者
A (20 斗落), B (30 斗落)	文 載壁	1908 年 2 月頃	李 起夷
C (30 斗落), D (20 斗落)	金 召史	1861 年 9 月頃	金 汝成
E (40 斗落)	金 甘山	1904 年 9 月頃	黄 正和
F (100 斗落)	李 奉在	1905 年 12 月頃	金 容澡
A B C D E F (240 斗落)	寺 晋祐	1909 年 4 月 21 日	韓國農業奨励組合

出典：前掲「訴状」(大正 2 年 6 月 23 日)、前掲「照会」(大正 2 年 7 月 1 日) より作成。

理事長の組合員に対する「照会」を合わせると、係争地の由来は表 12 のようになる。

個々の引渡請求土地をアルファベットで略称すれば、組合が寺晋祐から買受けた 1909 年 4 月 21 日以前の、①1861 年 9 月頃に C・D は金召史から金汝成が買受け、②1904 年 9 月頃に E は金甘山から黄正和が買受け、③1905 年 12 月頃に F は李奉在から金容澡が買受け、④1908 年 2 月頃に A・B は文載壁から李起夷が買受け、以来それぞれ「各自所有タル土地ニ付キ完全ニ所有又収益」してきたところ、1909 年春頃、組合が「無理ニ占有ヲ奪フル」事態になり、組合に対して引渡し交渉を試みても不調におわたったので、組合員を相手どって訴訟を起こすに至ったという（なお、そこに書かれている「収益」とは地主的所有地からの小作料収入を、また「占有」とは小作人による耕作と収穫を、意味しているのではあるまいか）。

これは土地建物証明規則の不備を突こうとして、勝訴が望めると判断したからであろう。例えば、或る土地を甲が乙に売り、これと同じ土地を丙が丁に売っていたとする（同一の土地に、それを売却できる人物が二人いるという、いわば二重の土地所有権が仮定されている）。丁は丙から土地を買うに際して土地建物証明規則の手続を経ている、その取得したはずの土地所有権について、第三者（乙）に必ずしも対抗しえなかったからである。例えば、甲のが上級土地所有権で、丙のが下級土地所有権であったり、また、もともと所有権のない丙が偽って土地売却を行なったのであれば、乙に訴えられた丁が取得したはずの土地所有権を失うことになる。とすれば、朝鮮農業奨励組合が丁の立場になることもありえたのである。

37) 一団地を形成するなら、連続した土地のはずだが、地番は連続していない（金容澡の引渡請求土地のうち 100 斗落の四つの地番も同様）。地番の連続は絶対条件とならないにしても、いささか疑問の余地はある。とりわけ金容澡の 100 斗落はかなりのまとまった面積であるから、そうした疑問は強くなる。

それはともかく、この「訴状」に対する若干の疑問点をあげれば次のようになる。

(1) 原告側は、以前に自分たちが引渡請求土地の買受者であったと主張しているが、その証拠は土地売買文記のほずである。その文記は売却者が買受者に交付する形式をとり、その記載事項の一つに四標があり、その四標が訴状にも転記されたのであろう。とすれば、①のDには矛盾が生ずる。Dの東には寺晋祐の所有する田が位置しているとあるが、寺晋祐は日本人で日露戦後に渡韓した韓国移住農業経営者らしいからである。そのような人物が1861年の土地売買文記に記載されるはずがない。1861年の文記にもとづくものではなく、1913年時点の土地所有者としての寺晋祐が書かれているのであれば、そうした四標は土地売買にもとづく所有権を証明する素材にならないであろう。

(2) 土地売買文記には日付が年・月・日の三つ記入されることになっていたらしい<sup>38)</sup>。ところが、訴状には①②③④ともに年・月で日がなく、いずれも～月頃と漠然と書かれている。このように日付が欠けていたとすれば、それは証拠書類の瑕疵であろう。

### 〔3〕 被告側の抗弁

1913年6月23日付で原告側から訴状を提出された釜山地方法院はその訴状を6月26日付で各被告宛に送達し、14日以内に「答弁書」を提出せよと命じた。被告側が提出したはずの

答弁書それ自体はわからないが、その骨子は推測がつく。被告側の代表ともいべき組合理事長が1913年7月1日付で各組合員に発した「組合所有土地訴状ニ関スル件」という「照会」に書かれていることが答弁書に反映したであろう。

組合員全員の148名が被告とされており、この人数が呼出日の1913年8月7日午前8時に釜山地方法院へ出頭するわけにいかないため、組合員(被告)に組合理事長(いわば被告代表)への委任状を求めようとして「照会」が発せられたのだから、そこにはこれからなされる予定の被告側の抗弁が盛り込まれていたとみませよう。

この「組合所有土地訴状ニ関スル件」によれば、1909年4月21日に東京市麴町区富士見町の寺晋祐より買受けることで組合の所有となった院洞農場の一部の土地に対して朝鮮人が所有権を主張するようになったのは、今般の朝鮮土地調査事業と関係があり、事業の主体たる朝鮮総督府臨時土地調査局の局員が当地に出張して土地測量に着手したことが契機となったようであるが、組合が締結した土地売買契約は、当時の韓国政府が施行していた土地建物証明規則の手続を終了している正当なものであるから、この間、朝鮮人に対して和解の必要を認めずにいたところ、ついに訴えられてきたけれど、訴訟には受けて立つ、というのである。

1909年4月21日に締結されたはずの土地売買契約書には土地建物証明規則にもとづく官の証明があるから、原告側の主張を裏付けているらしい土地売買文記(所詮は私文書)に対して所有権紛争当事者間で優位に立てるはずだという確信が被告側にまわされようと組合役員側にあったことになる。

### 〔4〕 判決

釜山地方法院がこの大正2年民事第525号「土地引渡請求事件」について判決を下したのは提訴から1年半を越えた1914年6月30日である。その言渡された判決は「本件請求ヲ却下

38) 「普通文記ハ多少其文言ニ相違アルモ大体左ノ各項ヲ記載スルヲ常トス」として土地売買文記の普通の記載事項が6点(①「売買ノ年月日」、②「買受人ノ名義」、③「地番地目筆数四標面積及結下数」、④「売買価格」、⑤「売渡人ノ記名調印」、⑥「証人及筆執ノ記名調印」)あげられているが、「此等ノ各項中尤モ重要ナリト認メラルル事項例令売買年月日土地ノ所在面積売買価格又ハ売渡人ノ姓名等ノ如キハ仮令其中何レノ一項ヲ欠クモ忽チ証明ノ形ヲ失ヒ終ニ文記ヲ作成シタル目的ヲ達スル能ハサルヲ以テ此ノ如キ文記カ殆ント何等ノ効力ヲモ有セサルハ言ヲ俟タスシテ明カナリ」とある(前掲『土地調査参考書』第3号、48-49頁)。

ス／訴訟費用ハ原告ノ負担トス<sup>39)</sup>」で、朝鮮人4名の全面的敗訴となった。

### 3. 大邱覆審法院

1914年9月1日付で同じ4名の朝鮮人<sup>40)</sup>が控訴人として、同じ朝鮮人弁護士を訴訟代理人に立てて「控訴状」を大邱覆審法院に提出した。同じく組合員だが137人に減っていた被控訴人宛に、9月16日付で「控訴状送達及期日呼出状」が発せられ、14日以内に答弁書を提出すること、11月9日午前9時を口頭弁論期日とするから出頭することが命じられた。

この控訴状は「一定ノ申立」として、「原判決ハ之ヲ取消ス」、被控訴人は同じA・B・C・D・E・Fの土地を控訴人に引渡す、「訴訟費用ハ第一、第二審并ニ被控訴人等ノ負担トス」、という判決を求めており、一審に対する「不服ノ程度」として、「原審ニ於テ被告ノ抗弁ヲ認容シ原告ノ請求ヲ排斥シタルモノハ全部不服ニ付控訴仕候」と述べている。

控訴日が一審判決から2ヵ月後になっている。その間、朝鮮人の元原告と弁護士は原判決に服するか、控訴するかを協議し、控訴を選び二審判決に望みをつないだわけである。

しかし残念ながら、二審の経過を示す資料が見出せず、以後のことはわからない。ただ、次の間接的な資料でわずかにうかがうのみである。

### 4. 朝鮮農業奨励組合の訴訟費

組合の県事務所がある岡山の裁判所に出頭するのではない。海外の新領土の密陽事務所とも距離のある釜山そして大邱にある朝鮮総督府の

表 13 朝鮮農業奨励組合の訴訟費（1913年～1915年度）(円)

年度	予算額	決算額	附 記
1913	—	177.24	「院洞土地引渡事件訴訟費」
1914	300.00	1,015.56	「土地引渡事件并ニ整理局紛争事件費」(決算額)
1915	200.00		「土地引渡事件費」

出典：「大正二年度朝鮮農業奨励組合収支決算書」、「大正三年度朝鮮農業奨励組合収支予算書」、「大正三年度朝鮮農業奨励組合収支決算書」、「大正四年度朝鮮農業奨励組合収支予算書」による。

裁判所への出頭である。出張費だけでも少なくなく、また被告のメンバーが全組合員だから大勢となり、この百数十名からいちいち委任状を取り寄せねばならないことなど種々の事務処理が必要でその経費がかさむであろう。

組合の残っている収支予算書や収支決算書に「訴訟費」という科目で掲げられている金額は表 13 のようになる。

1913年度決算額の「院洞土地引渡事件訴訟費」177円24銭が初出で、一審継続中の1914年度予算で「土地引渡事件費<sup>41)</sup>」300円を計上するが、同年度の訴訟費決算額が1,015円56銭に膨張するのは「土地引渡事件并ニ整理局紛争事件費」になったからである。

院洞土地引渡請求事件で訴えられただけでなく、「整理局紛争事件」なるものにも巻き込まれ、予想外の経費支出となっているが、両者のうち後者の方がより出費となったであろう。1915年度予算では訴訟費として「土地引渡事件費」200円だけが計上されているからである<sup>42)</sup>。

後者にいう「整理局」とは大韓帝国最末期の

39) 「控訴状」（大正3年9月1日、控訴人四名訴訟代理人弁護士李祖遠から大邱覆審法院長宛）。

40) 「訴状」では原告の住所として同じ「慶尚南道金海郡左耳面亀浦洞」となっていた金汝成と黄正和はその後に行政区域の統廃合があったため、「控訴状」では住所がいずれも同じ「慶尚南道東萊郡左耳面亀浦洞」となっている。在所の左耳面亀浦洞が金海郡から東萊郡に編入となったからである。

41) 「大正三年度朝鮮農業奨励組合収支予算書」

42) 組合の1915年度予算編成を1915年4月頃とすれば、大邱覆審法院は1914年9月の控訴以来ずっと審理していたことになる。初めの1913年度の訴訟費が177円程度に止まっていたし、一審が全面勝訴だったので二審も順調に進行すると見通し、20円強を上乗せして200円としたのであろう。新年度予算にも訴訟費を継続して計上し裁判費用を覚悟で争い続けるつもりだったので、おそらく和解ではなく二審判決まで進んだであろう。

表 14 組合の資産 (1910 年, 1913 年, 1914 年, 各年度末)

			1911. 3. 31 現在		1914. 3. 31 現在		1915. 3. 31 現在	
			数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
土 地	密 陽	水 田	町反畝歩	円 銭 厘	町反畝歩	円 銭 厘	町反畝歩	円 銭 厘
		畑	6.4815	4,272.160	6.4815	4,272.160	6.4815	4,272.160
		宅 地	7.1210		7.1210		7.1210	
	柳 頭 院 洞	水 田	0.2321	1,658.000	0.2321	1,658.000	0.2321	1,658.000
		畑	5.5805		5.5805		5.5805	
		小 計	76.7321	7,654.720	76.7321	7,654.720	76.7321	7,654.720
小 計			96.1612	13,584.880	96.1612	13,584.880	96.1612	13,584.880
建 物	密 陽	事 務 所 (瓦葺)	坪合勺	992.160	坪合勺	566.940	坪合勺	425.200
		物置及農舎 (瓦葺)	26.00	405.090	26.00	231.480	26.00	173.610
		倉庫二階建 (瓦葺)	9.00	335.400	9.00	191.640	9.00	143.720
		第一号移住者仮泊舎 (瓦葺)	36.50	756.980	36.50	612.560	36.50	564.420
		第二号移住者仮泊舎 (瓦葺)	23.25	595.000	23.25	340.000	23.25	255.000
	院 洞	木 柵 (153 間)		122.430		45.000		20.000
		倉 庫 (瓦葺)	18.00	417.400	6.00	126.160	6.00	110.390
		農場管理舎 (草葺)	27.00	303.870	6.00	65.860	6.00	57.630
		小 計	173.25	3,928.330	140.25	2,179.640		1,749.970
		什器・備品・農具				322.060		155.000
畜 牛			牝牡 3 頭	39.000	牝牡 2 頭	50.000		45.000
部 分 林 (7 町歩)			1909 年 10 月植樹		植樹費	161.300		361.300
振替貯金口座基金				40.000		20.000		20.000
組合積立金				5,656.628		10,469.821		9,969.821
合 計				23,570.898		26,820.641		25,852.971

出典：①「資産調査」(1911年3月31日現在)，②「資産調査」(1914年3月31日現在)，③「資産調査」(1915年3月31日現在)より作成。

備考：(1)金額のうち，土地は「購買価格」，建物・什器・備品・農具・畜牛は「時価」である。

(2)密陽の物置及農舎は，①では「物置農夫舎」である。

(3)密陽の第一号・第二号移住者仮泊舎は，①では第一号・第二号「農舎」である。

(4)院洞の農場管理舎は，①では「農夫舎」である。

臨時財産整理局のことであるに違いない。院洞土地引渡請求事件と臨時財産整理局紛争事件との関連が問題になる。両者が無関係とは考えにくい。1913年度に起こった前者が審理中であった1914年度の或る時点で，連動して後者が起こり，ともかく同じ1914年度内に相当額の費用がかかったものの組合にとっては解決済となる事件だったのであるまいか。

#### IV 朝鮮農業奨励組合の経営展開

組合の資産は三つの年度末でわかる(表14, 参照)。このような資産を運用して展開した組合の経営を一瞥しよう。

表 15 密陽農場の直営地

作 物	1909 年度	1910 年度	1912 年度
	反 畝	反 畝	反 畝
水 稻	10.0	11.9	2.0
果 樹	7.0	7.0	8.0
桑	5.0	5.5	
蔬 菜	5.0	5.3	
煙 草	1.0		1.0
杞 柳	1.0		
重 麻	0.8		
蛇麻草	0.2		
大 麻			1.0
甘 藷			1.0
落花生			1.0
合 計	30.0	29.7	14.0

出典：①南多平「岡山県韓国農業奨励組合設立の経過及其事業」(『韓国中央農會報』第3巻第7号，1909年7月)20-21頁，  
②『山陽新報』1910年4月28日「韓国農業奨励組合」，  
③「朝鮮産業視察報告書」(『産業視察報告書』岡山県，1912年，所収)29頁，より作成。

## 1. 密陽農場

組合の韓国事務所があった密陽農場の経営方法は直営地（自作地）と地主経営地（小作地）とに分けられていた。

1909年度初めには1町4反5畝<sup>43)</sup>を予定していた直営地は同年度途中で「直営田三町歩<sup>44)</sup>」に拡大し、翌1910年度も2町9反歩と同規模を維持するが、その後1912年度には1町4反歩と半減している（表15、参照）。なかでも、密陽農場で実施した1909年度水稻試作成績<sup>45)</sup>を本国の地元紙に公表するまでして力を入れた直営稲作地の減小が目につこう。韓国移住農業経営者とりわけ農民タイプに模範を示すという当初の目的の一つが希薄化しつつあったのであろう。

直営地以外の組合所有地はすべて地主経営地であり、例えば1910年4月28日付の新聞には「其他〔直営地以外〕は韓人及我移住民の小作に属し邦人は多く果樹の栽培に従事し目下移住戸数十六戸人口五十三人あり<sup>46)</sup>」とある。在来の朝鮮人に加えて新来の韓国移住農業経営者（農民タイプ）にも小作させていた。

このように移住民を小作人として入れつつも、組合は1908～1910年度で「二十余戸の自作農を移住したり尚ほ組合の直営として試作地を設け営業の模範を示し移住者の種苗肥料其他農業上必要なる物品の共同購入并生産品の販売を斡旋し傍ら土地調査の爲め渡鮮する者に手引を為

表16 慶尚南道密陽の日本人農業経営者（1912年）

日本人農業経営者	住所	事務所名称所在	創業年月	投資額(円)	経営方法(町歩)			
					自作		小作	
					水田	畑	水田	畑
朝鮮農業奨励組合	密陽郡府内面	朝鮮農業奨励組合	1909.3	13,000	—	1.0	6.8	5.6
小山仙吉	同郡同面	同上	1903	12,000	—	2.0	3.5	6.2
松下定次郎	同郡同面	同上	1903	80,000	—	—	55.6	8.9
藤川敬次郎	同郡下東面	同上	1906.3	12,000	—	10.0	—	7.9
橋詰好	同郡同面	同上	1908.3	10,000	—	7.0	—	5.3
寺晋祐	同郡同面	同上	1908	10,000	—	—	—	12.5
伊藤弥八	同郡同面	同上	1910.3	10,000	—	10.0	—	3.2
野瀬広吉	同郡上南面	同上	1906	25,000	1.0	5.2	5.5	—

出典：『朝鮮總督府慶尚南道勢要覽（大正二年）』（朝鮮總督府慶尚南道、1914年）276-278頁より作成。

備考：(1)出典には誤まりの箇所があるが（例えば、朝鮮農業奨励組合の創業年月は1908年3月なのに間違っている）、あえて訂正せず原文のままにしてある。

(2)経営方法の自作畑のうち5町歩～10町歩は果樹園であろう。

(3)小山仙吉と松下定次郎は岡山県人である。1908年3月下旬に渡韓した組合の調査員の報告に、3月22日「釜山発大邸に至る。途中密陽駅に下車岡山県人松下、小山二氏の経営せる農場視察」とある（『山陽新報』1908年3月31日「韓国出張調査員報告」）。日露戦争前から密陽で農業経営に着手していたらしい。組合より先行しており、むしろ組合に密陽あたりの情報を教えていたのかもしれない。それにしても松下は対韓進出後10年までに水田だけで50町歩以上地主となっている。

さしめ居れり<sup>47)</sup>」といわれており、そうした現地経営の中心に密陽出張所が位置していた。

そして、この組合の韓国における事業機関として京釜線密陽駅前に設置された密陽出張所は、密陽農場の事務所という機能の他に、密陽駅周辺に地主的土地所有を展開していた日本人植民者の地主経営の拠点としての役割（表16、参照）を担っていたようである。

そうした複合的作用の結果であろう、当地が

43) 前掲抽稿(2)の表15、参照。

44) 前掲南多平稿（一）、20頁。

45) 『山陽新報』1910年1月13日、14日、15日、16日に連載された「明治四十三年度水稻試作成績」。ただし、この標題は明治42年度とすべきなのに間違えている。

46) 『山陽新報』1910年4月28日「韓国農業奨励組合」。なお、文中の16戸は密陽農場（柳頭の組合所有水田も含めてよいかもしれない）の小作人になっていたと解しうるが、自己所有地も持っていたようだから（『山陽新報』1910年8月3日「韓国農事奨励組合理事会」）、自小作農だったのであろう。

47) 『山陽新報』1911年3月27日「朝鮮移住農業」。

一部で「朝鮮密陽岡山村<sup>48)</sup>」と称されるほどの事態になっていたらしい。

ところで、表 16 の日本人農業経営者のうち、「寺晋祐」に目が止まる。院洞農場になる金海郡上東面甘露里の土地を組合に売却した寺晋祐なる人物は組合より一足先に渡韓していた日本人小地主だったのである。畑小作地12町5反歩になる地主経営のかたわら土地売買取引に従事する土地ディーラーだったのでないか。

## 2. 水害

### 〔1〕 1910年

1910年8月1日に開かれた組合理事会は「韓国密陽出水の爲め本県移住民の被害善後策につき種々協議した<sup>49)</sup>」が、それが「洛東江大洪水に関する善後策<sup>50)</sup>」であり、この洛東江にかかわる大洪水の状況は組合から地元新聞に次のごとく伝えられている。

今水災の状況を聞くに六月末の陰晴常なき天候は七月二日に於て覆盆の大雨となり密陽江の増水十六尺忽ち龍頭山下の堤防決潰の虞あり防禦の結果幸に被害なかりしが然るに天候尚険悪にして七月四五日に於て半晴を見たるものにして六日よりの連雨は九日に至り洛東江の出水を促し其逆流は密陽堤防に迫り風強く浪高く堤防の危機に頻せるを外面蓆を以て蔽ひ辛くも破堤を免れたるも其後十一日より十三日に至る半晴十四十五両日の曇天は十六日に至りて暴雨となり一時減少せし密陽洛

東の二流は忽ち増水し密陽江には一丈九尺の大洪水となり密陽耕地に滲入翌十七日一時滲水防遏の手段を講じたるも十八日終に決潰し搗て加へて洛東江は増水し其逆流の勢凄まじく翌十九日に至りて密陽水利組合の堤防は金洞前に於て僅に堤上一尺を余すのみ全日午後七時天候俄かに険悪となり暴風は忽堤外数里に亘る水面に怒濤を起したれば工費一万余円を投じ南韓に於ける模範的農業土木と称せらるゝ堅固の堤防も遂に決潰延長七百余間に及び堤の内外に於ける水面は平均せられ怒濤の襲来水利組合区域内に浸入し六百余町歩の水田は忽ち濁浪の埋に葬られ天更に霽れす二十四日、二十五日の兩日に於て猛烈なる雷雨あり二十六日以来天候は稍快晴に近きたるが斯く一ヶ月に渉れる不良の天候と以上の水災により密陽附近の損害は十一万八千円なりと云ふ而して本県組合の浸水田は八町八反歩内浸水時間の長短により収穫四割減乃至皆無の箇所あり浸水畑は四町一反歩なるが共同桑園は被害なく大豆作は何れも皆無の状況なるが如し院洞農場は過般浸水せしも目下調査中に属すれば被害の程度充分ならず移住民は十六戸中七戸は何れも損害を受けたるが自己所有地にして作毛の損害と及小作地の作毛損失に歸したるものを合せば一戸七八十円乃至二百円を損失したるが如しされば目下の處直ちに生活難を訴へざるべきも組合移住奨励の策として差当り見舞金を贈与することとし将来の資金としては更らに融通の方法を講究することゝなれり右被害状況調査の爲め理事一名渡韓し実査の上水災被害に対する善後策并将来の施設計画を樹つことに決し散会したりと<sup>51)</sup>

48) 「朝鮮密陽岡山村は本県移住農民を以て一部落を成し同移住民は本県朝鮮農事奨励組合奨励の下に年々其数を増加し農業に従事せるが同組合に対しては予て本県より奨励金を下付せるを以て今回高見属出張視察することゝなり明四日出発する由又過般同地水害に就ては組合より義捐金を送りたる関係もあり水災善後策につき親しく実地視察の目的を以て小幡理事出張の筈にて高見属と同行すべしと」(『山陽新報』1910年9月4日「朝鮮岡山村視察」)。

49) 『山陽新報』1910年8月2日「韓国農事奨励組合理事会」。

50) 51) 『山陽新報』1910年8月3日「韓国農事奨励組合理事会」。

1910年7月の集中豪雨で洛東江の支流たる密陽江が6メートル近く増水し、密陽堤防(密陽水利組合が10,000円以上の工費をかけた模範的農業土木という)が1,200メートル以上にわたって決潰、600町歩以上の水田が濁流にさらされ、その被害額は118,000円となっているという。密陽(柳頭も含まれるであろう)の組合所有地では水田の73%(米の収穫が4割減ないしゼロと予想される水田もある)と畑の

58%に浸水し、移住民16戸のうち7戸が被災、その被害額は1戸当り70～80円から200円になっているというのである。なお、目下調査中の院洞農場の方は不明とされている。

この年、密陽江は9月1日からの豪雨で5.4メートル増水し一時は減水したものの9月7日「洛東江の逆水来り破堤の個所より浸水して又々密陽上南面の水田約三百町歩は一面の湖水と化したり前回の洪水に因り稲作の大損害を蒙りしも尚幾分の望を存し居りしに折悪く今回の出水あり折しも抽穂期に際会せることとて浸水区域は二回の洪水にて皆無となれり移住民の被害程度には軽重あれとも煙草作と稲作を併作せるものは稍幾分の安心を認むる所なり水災善後策に就ては関係地主会合して協議せる<sup>52)</sup>」という再度の水害を被っている。

## 〔2〕 1911年

翌1911年の7月にも災害を被る。水害に強風も加わったらしい。すなわち「十一日以来大洪水にて十三日稍減水せる折柄暴風起り為に家屋の倒潰等あり岡山県農民移住地たる密陽地方は最激甚を極め廿余戸の移住民の家屋は全部浸水し就中八戸は流失の不幸を見るに至りたれば本県にて組織せる朝鮮農業奨励組合事務所より焚出米を出し被害者を救助せるが同事務所は高地に在るを以て幸ひ浸水を免れたり<sup>53)</sup>」とある。密陽江は前年以上の9.3メートルにまで増水したため「其惨況一層甚しく組合直営の果樹園を除くの外稲作、落花生大角豆、夏小豆等は皆無に帰した」という<sup>54)</sup>。

なお、すべて浸水した移住民の家屋のうち8戸は流失したとあるが、後日に「移住農民の家屋は殆ど全部浸水したるも流失倒潰等は無かりしと云ふ<sup>55)</sup>」と報じられている。

また、院洞農場では倉庫と農夫舎が倒潰し、倉庫の貯蔵物は、取り出せた小麦60～70石以外は全部流失したが、「尚此外被害多かるべく農作物は全部皆無に帰したるならんと云ふ」とある<sup>56)</sup>。組合の資産のうち、1910年度末で院洞にある18坪の倉庫と27坪の農夫舎（写真3の左側と右側の建物、参看）が1913年度末までには共に6坪と縮小（表14、参照）しているのは、この被害のためであったことになる。

このような朝鮮での大洪水は日本人（具体的には岡山県人）にとって想像を越えるものがあつたらしく、「朝鮮の洪水は水源遠く水量多くして一度氾濫するときは水災地の田畑一面に浸水し一面海と変じ其水勢凄じく内地にては想像し得られざるものあり<sup>57)</sup>」という実見談もある。そこではまた、洛東江の流れとの関係で密陽が大水害被災地となりやすく、ために、密陽を所在地とする組合の農場が「最も被害の程度甚しかるべし」と見なされていたのである<sup>58)</sup>。

なお、1911年9月5日に開かれた組合理事会では、このたびの（1911年度に限ってであろう）組合の水災被害額は建物・土地・立毛等を併算して3,200円になると見積っていたという<sup>59)</sup>。

## 3. 院洞農場

1909年春の土地買収後、さっそく「韓人家屋」を院洞農場仮事務所にした（写真2、参看）。同年9月には、院洞駅<sup>60)</sup>前の洛東江対岸に院洞農場管理所が竣工した（写真3、参看）。こうして院洞駅近くで順調に農場経営が始まるかにみえたが、院洞農場はみな畑であり水田がなかつ

56) 『山陽新報』1911年7月19日「朝鮮水害と農業組合」。

57) 58) 『山陽新報』1911年8月6日「朝鮮洪水談」。

59) 『山陽新報』1911年9月7日「朝鮮農業組合理事会」。

60) 院洞駅は洛東江の東岸にあり、院洞農場は西岸にあり、両者は洛東江を真ん中にはさんで向い合う位置関係にあつたと思われる。

52) 『山陽新報』1910年9月14日「朝鮮移住農業者被害」。

53) 『山陽新報』1911年7月19日「朝鮮水害と農業組合」。

54) 55) 『山陽新報』1911年7月23日「岡山県移住地水害」。

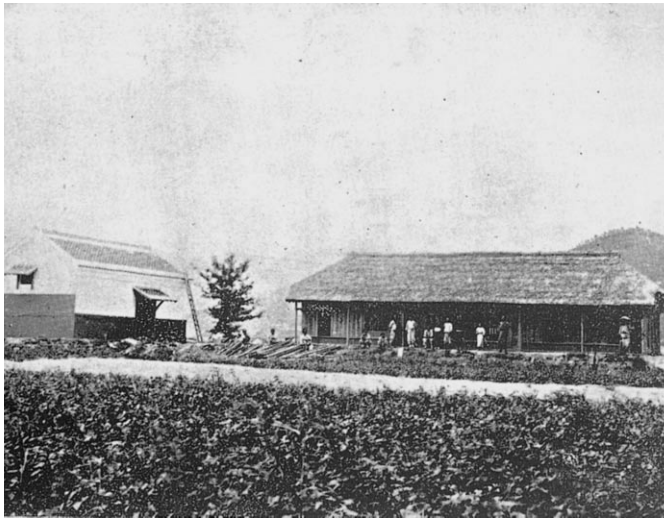
写真2 院洞農場仮事務所



出典：韓国農業奨励組合編『韓国移住農業の奨励』（1910年）

當組合院洞農場管  
 理所新築以前韓人  
 家屋を以て假事務  
 所とせる當時の光  
 景なり

写真3 院洞農場管理所



出典：前掲『韓国移住農業の奨励』

當組合院洞農場の  
 管理所に於て京釜  
 線院洞驛前洛東江  
 の對岸にあり明治  
 四十二年九月竣工

たことが移住農業地として不適と評されることになる。そもそも院洞農場の立地条件には比較的難点があった。院洞農場が所在するあたりの洛東江の両岸は密陽のような平野（写真4，参看）ではなく，山岳が迫っていた（写真5，参看）。すなわち，「朝鮮農業奨励組合の所属に係

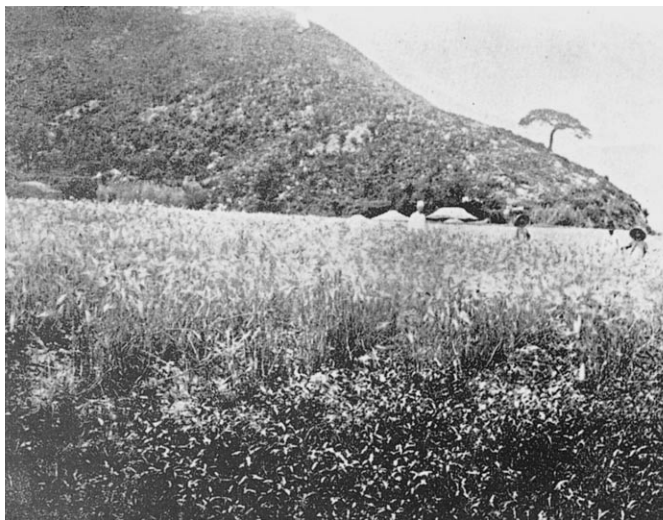
る院洞農場の所在地は慶尚南道金海郡甘露里にして洛東江の西岸に在り此の附近は密陽の如き平野にあらす洛東江の両岸は何れも山岳にして平地極めて少く僅に洛東江流水の操作に由りて中州的に堆積せられたる猫額大の土地あるに過ぎず而も河身に近き地は洪水のある毎に変化す

写真4 蜜陽農場の挿秧



出典：前掲『韓国移住農業の奨励』

写真5 院洞農場の麦作



出典：前掲『韓国移住農業の奨励』

るを免れず斯る土地なれば夏季出水期の際沿岸の耕地を浸水し農作物を害すること少からさるのみならず往々洪水の爲め耕地を流失するの虞あり現に四十四年の洪水に際し組合所有地約六町歩流失せられたる実例あるを見ても知り得へし<sup>61)</sup>と報告されている。

61) 『朝鮮農業視察復命書』（岡山県内務部，1914年）91頁。これは農業視察と移住農業者監督のため京畿・慶尚南北道へ出張を命ぜられ1913年3月22日出発し31日帰県した岡山県立農事試験場技師江間定治郎が県知事湯浅倉平に7月28日提出した復命書である。組合の朝鮮土地経営に対する客観的評価が欲しかった県当局は望みうる最善の専門家を派遣したのだろう。

院洞農場の平地部分は洛東江の増水で簡単に浸水を被ってしまう、いわば水害常習地だった。1911年の大洪水の時、院洞農場は建物が倒潰しただけではなかった。なんと6町歩もの畑が流失していたのである。

水害の可能性大ばかりでなく、土質も悪く一部に砂質壤土地があっても大部分は砂土で到底、肥沃の土地とはいえず、しかも畑ばかりで稲田がないから、移住農業地として不適格で、仮に改良せんとして築堤を試みるとすれば、実現不可能なのに敢えてしようとする危険極まりないことで、それは砂上の楼閣とまで表現されていたこと、次のごとくである。

「院洞農場は一部に砂質壤土地あるも大部分は砂土にして肥沃の土地と謂ふ能はさるのみならず時に水害の虞れあるを以て移住農業地として適当なる土地と認むる能はず尙本農場の移住地として欠くる處あるは畑地のみにして稲田を有せさることなり元來移住農業地として永久に経営せんとするに当り常食とする米を他より購入するが如きは不得策にして農業をして強固ならしむる所以にあらさるは毫も内地に於ける場合と異ならず故に移住農業地としては少くも耕作地の半ばは稲作をなすの必要ありとす聞く處に由れば一時院洞農場の低地に堤防を築き溜池を設けて稲田となすの説ありたりとのことなるが小職の観察に據れば院洞農場の如き砂土にして而も水害の虞れある地に築堤するが如きは砂上の楼閣同様危険謂ふへからず苟も大資本を投して土地改良を為さんとするには毫末も危険の虞れなき永久安全の土地ならさるへからず要するに院洞農場は其の一部をも稲田となす見込立ち難きを以て移住農業地として将来発展の余地なきものと認めざるを得ざるを遺憾とす<sup>62)</sup>」

かかる酷評を受けるような土地を組合が購入したのは、院洞で売りに出ている土地が「一部落」と見なされた村落的規模の大地積であり、「日韓連合の農村<sup>63)</sup>」という「模範的農村ノ設立<sup>64)</sup>」場所として有望視されたからではあるまいか。そうした組合の希望的観測に、土地キャピタル・ゲインの取得を急ぐ寺晋祐<sup>65)</sup>の土地売

表 17 院洞農場の移住者農業経営 (1912年3月現在)

小作人氏名	本国出身地	小作地(町歩)	農業経営
野上七五郎	岡山県御津郡馬屋下村	4	葡萄2町5反, 煙草1町5反歩
川合 圭一	岡山県小田郡大江村	17	管理人を雇い不在地主化
矢吹喜伝次	岡山県御津郡北方村	3	煙草1町歩, 陸稲・大豆2町歩
森山 磯平	岡山県御津郡垣村	3	煙草1町歩, 甘藷1町歩, 陸稲3反歩その他蔬菜
合計		27	

出典：『朝鮮農業視察復命書』(岡山県内務部, 1914年) 91-92頁より作成。

り込みが奏功したのであろう。そもそも、寺晋祐は金海郡上東面甘露里に畑を所有していた。寺晋祐は金海郡上東面に小作地をもつ不在地主だったのである。寺晋祐に金海郡上東面の所有地を売却した者が誰であるかはわからないが(売却時点はおそらく1908年で売り手は韓国人

- 62) 前掲『朝鮮農業視察復命書』92-93頁。  
 63) 南多平稿(二)14頁。そこでは「之等の移住者によりて将来に形成さるる農村は純日本村にあらずして実に日韓連合の農村ならさるべからず、然り吾人の理想は半島到る處に日韓連合の極めて平和なる農村を形成せんとするにあり」との抱負が述べられている。  
 64) 拙稿(2)の表1, 参照。  
 65) 寺晋祐なる人物は『人事興信録』(人事興信所, 第3版1911年発行, 第4版1915年, 第5版1918年)に掲載されていないのは無論のこと(第1版1903年と第2版1908年は見ていないが, 第3版と同様であろう), より実業界に即して詳細な『日韓商工人名録』上・下巻(合資会社実業興信所, 1908年)にも見出せない。寺晋祐は遅くとも1909年には麴町区富士見町にいた(そこで営業していたことになる)と言われていたから, そこに事業所をおき営業税10~20円以上を納めていたなら, この人名録に掲載されていたはずであり, 例えば麴町区内幸町で土地建物の「周旋業」を営む河手長平という76円50銭の営業税(1907年調査)を納めている人物は掲載されているが, 寺晋祐は掲載されていない(前掲『日韓商工人名録』上巻, 99頁)。この人名録にも掲載されないような小営業の有力ならざる信用度の高くない土地ディーラーにすぎなかったのであろうか。しかも, その氏名からして韓国人もしくは清国人ではなかったかとの疑問すら生じよう。いずれにしろ, 組合は異国の不動産物件であるからこそ余計に信用が大事でなければならぬはずの土地取引相手を間違えていたことになるのかもしれない。

であろう), ともかく寺晋祐は金海郡上東面で土地集積し, その一部を組合に売却したのである。組合は, 購買価格は低廉だったものの, 劣等地を買収したことになる。そのなかには最劣等地も含まれていた。こういう限界地であったが, その一部は日本人移住者に小作させていた(表 17, 参照)。もっとも, 小作人といっても実際は地主的存在の日本人植民者もいた。

組合所有の最大の農場がこうであるからには, 組合の経営が芳しかりょうはずはない。それを組合の財政から瞥見しようとして, 最後の3カ年度につき予算額と決算額で判明しえたのが表 18 である。1915年度の収入予算額 4,310 円と支出予算額 2,200 円との差引剰余金 2,110 円の予定<sup>66)</sup>に対して, 収入決算額 3,205 円と支出決算額 2,326 円との差引剰余金 879 円にすぎず, 「四年度〔大正4年度〕の風水害等にて収穫減少せし為め配当すべき程の金額乏きより本年は配当を中止し<sup>67)</sup>」と報じられている。1916年度は収入予算額 3,451 円と支出予算額 2,087 円との差引剰余金 1,364 円の予定に対して, 1917年5月29日の組合員総会は「大正五年度決算一千六百六十円<sup>68)</sup>」を議定したと報じられているだけで, この決算額が収入額なのか支出額なのか不明であり, 收支両額が同額だったのかもしれないが, いずれにしても予算額より大幅な

減少であり, おそらく差引剰余金どころか赤字決算になっていた可能性すらあるであろう。こうした経営の縮小や不調は1917年度の収支予算額の相当な減少となっても現われている。

また, 簿価で過半を占める組合の土地資産は実質的には(取得価格ではなく時価であれば)減価せざるをえない。予定存続期間10年(1908年~1917年度)目で組合は解散準備に入り, 1917年度には86町歩になっていたらしい組合所有地の処分案が9月20日の理事会で付議され, 「遠隔なる地に所在する土地より漸次売却することとし」たというように<sup>69)</sup>, 金融資産以外は売却処分されていったようだが, そうした資産整理から清算されるはずだった出資金払い戻しは1口の出資払込金70円に対して30円, つまり出資金払込額の約43%<sup>70)</sup>に止まっ

表 18 組合予算・決算額 (1915年~17年度) (円)

	1915年度 (T4)	1916年度 (T5)		1917年度 (T6)
	決算額	予算額	決算額	予算額
収入	3,205	3,451		2,070
支出	2,326	2,087		1,667
			1,660	

出典: 『山陽新報』1916年5月9日「朝鮮農業組合」, 1917年5月30日「朝鮮農事奨励会」より作成。

備考: 1915年度の予算額については拙稿(2)の表3, 参照。

66) 拙稿(2)の表3, 参照。

67) 『山陽新報』1916年5月9日「朝鮮農業組合」。

68) 『山陽新報』1917年5月30日「朝鮮農事奨励会」。  
なお, この組合設立10年目の1917年度の総会でも理事長は藤原であるから, 組合の最初から最後まで藤原理事長だったことになる。藤原元太郎(1866~1933)の略歴は次の通り。児島郡八浜村(現玉野市)に生まれ, 村長となり, 八浜村が町村を施いて町長に就任, 児島郡会議員を経て岡山県議員に2回(1907年9月と1911年9月)当選し, 1909年11月から1911年9月まで県会議長(それまでは1907年10月から高戸郁三が県会議長), 1915年3月衆議院議員に当選。詳しくは, 『岡山県史』第3編(岡山県, 1914年)2~22頁, 『岡山県郡治誌』下巻(岡山県, 1938年)10頁, 吉岡三平『おかやま人物風土記』(日本文教出版)121頁, 参照。

69) 『山陽新報』1917年9月21日「朝鮮農事組合」。

70) 出資口数2口で140円を出資していた西服部家は1918年度に「朝鮮農事奨励配当」として60円を受領している。これは西服部家文書『永襲財産記録集』第2号[1-a-6]の1918年度の「借方」に株式配当の一つとして記載されているものであり, 1918年度以前には「還方」の株式債券の欄に記載されていた, 例えば1917年度現在「朝鮮農事組合二口」140円が1918年度には消えているから, この60円は配当金ではなく組合出資金の払い戻しであると理解するのが妥当であろう。出資金払込額140円の実質的な組合員であった西服部家は, 1913年度配当金10円, 1914年度配当金7円, 出資払い戻し金60円, 合計77円を受領したことになる。元本のうち80円は還付されずじまいであった。

た。確認できた出資金の総口数 293 口をとれば、出資金払い戻し総額は 8,790 円になる。これは組合の資産額（簿価）25,852 円（1915 年 3 月末現在）の 34 % にしかないから、実際は組合の資産額が大幅に減価していったことになる。しかも、出資金に対する配当金は比較的低率で 1913 年度と 1914 年度の 2 ヶ年度にすぎなかった。したがって、県補助金 30,000 円の費消と組合員の経済的損失（組合員は出資金の 6 割近く、総額で 11,720 円を失うことになった）のうえで朝鮮植民運動が展開されたことになる。

## 結 び

要するに、朝鮮農業奨励組合が慶尚南道で取得した土地には水害被災地になりやすいという弱点があり、とりわけ金海郡上東面甘露里を中心に取得し院洞農場と称するようになる土地には難点がありすぎた。

確保したつむりの土地所有権に朝鮮人から疑義が出され、訴訟まで起こされた。土地建物証明規則にもとづく日本理事官の証明を受けた土地売買契約書が必ずしも執行力をもたず第三者に対抗しきれないため裁判で争わざるをえなかったのである。土地建物証明規則が制定された頃は高く評価されながら後で不備を指摘されるようになるが、その不備は朝鮮農業奨励組合が巻き込まれた土地引渡請求事件としても現われていたのである。なお、原告側朝鮮人 4 名は直接生産者でなく、うち少なくとも 3 名は不在地主であり、地主的土地所有をめぐる争いであった。

もっとも、組合所有地すべてに所有権疑義が出されたわけではない。院洞農場の 8.8% にあたる比較的小面積であった。ただし、係争地はこの 240 斗落だけとはいきれない。1914 年度の訴訟費の予算額が 300 円なのに、決算額が 1,015 円にふくれあがったのは前年来の土地引

渡請求事件の他に、臨時財産整理局紛争事件費なるものがかかったからである。とすれば、この慶尚南道金海郡上東面の土地はいわゆる国有駅屯土とされなかったものの、元官有地であった可能性がある。旧官有地における地主的土地所有がこの地域にも存在していたのではないか。それは係争地 240 斗落にも形成されていたがために、重層的土地所有関係のもとで土地取引の複雑化が生じていたのであろう。上位土地所有者も下位土地所有者もその土地所有利得権（地代收諸形態として現象）を売買しうるとすれば、土地取引は複雑となるからである。

不明な点がいろいろある、しかも比較的小さな一事例にすぎない。けれども、この朝鮮（韓国）農業奨励組合は韓国併合前後期の一植民組織として 10 年間存続したものとして、種々の問題を暗示してくれる一素材といえよう。

## 〔後記〕

1996 年 7 月 23 日大韓民国ソウルの延世大学で延世大学校商経大学・北海道大学経済学部ジョイントセミナーが開催され、尹起重教授（現在延世大学名誉教授、大韓民国学術院会員）の司会のもと、李性熙教授の通訳で筆者は報告の機会を与えられ、尹錫範教授から韓国人研究者ならではの質問を頂戴し、洪性讚教授から韓国近代社会経済史家らしいコメントを頂戴した。その報告にもとづいて本稿を執筆したので、上記の諸氏と当時の延世大学関係者各位に謝意を表したい。

朝鮮（韓国）農業奨励組合に関する根本史料を含む西服部家文書の閲覧に際しては、服部大本家前当主の故服部和一郎氏ならびに現当主の服部恒雄氏から御助力を得ることができた。また『山陽新報』の利用にあたっては、在間宣久氏（岡山県総務部）から御助言を受けることができた。記して、感謝の意を表する次第である。

